令和6年度消費生活協同組合
集団指導　資料

令和6年7月

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

目 次（１）

第１　最近の生協を取り巻く状況について（資料１）

事業の種類と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

地域共生社会と消費生活協同組合における取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２　消費生活協同組合の適正な運営について(資料2)

集団指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

指導事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

１．内部管理態勢等に関する主な事項

（１）組合員管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

（２）定款、各種規約・規則等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（３）役員、理事会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

（４）総（代）会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

（５）登記について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

（６）個人情報管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

（７）自治体及び組合からの照会（一部抜粋）・ ・・・・・・・・・・・・・・ 34

２．財務会計に関する主な事項（資料３）

（１）決算関係書類等及び会計処理体制について・・・・・・・・・・・・・・・ 36

（２）一般に公正妥当と認められる会計の慣行について・・・・・・・・・・・・ 45

（３）剰余金処分等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

目 次（２）

３．共済事業における財務の健全性（資料４）

（１）責任準備金等、支払余力比率の適切な算出について・・・・・・・・・ 58

（２）共済引受リスク管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

（３）資産運用リスク管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

（４）仕組開発管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

（５）ストレステストについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

４．共済実施組合に対する指導・監督

（１）共済事業向けの総合的な監督指針について・・・・・・・・・・・・・ 61

（２）－１高度なリスク管理態勢に係る規定の新設①・・・・・・・・・・・ 62

（２）－２高度なリスク管理態勢に係る規定の新設②・・・・・・・・・・・ 63

（３）障害者等への対応に係る規定の新設・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

（４）不祥事件に係る規定の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

５．共済事業実施組合に係る検査マニュアルの構成の見直し（３層構造）・・・65

６．共済事業規約変更の事前協議に係る留意事項（資料５）・・・・・・・・・66

目 次（３）

第３　連絡事項（資料６）

（１）関係法令の改正等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

（２）税制改正について・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

（３）デジタル原則を踏まえたアナログ規制に関する点検・見直しについて・74

（４）消費税の適格請求書等保存方式の導入について（インボイス制度）・・76

（５）生協の政治的中立の確保について・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・ 77

（６）不祥事案について・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

（７）消費生活協同組合（連合会）実態調査について・・・・・・・・・・・・79

資 料 1

第１　最近の生協を取り巻く状況について

事業の種類と現状

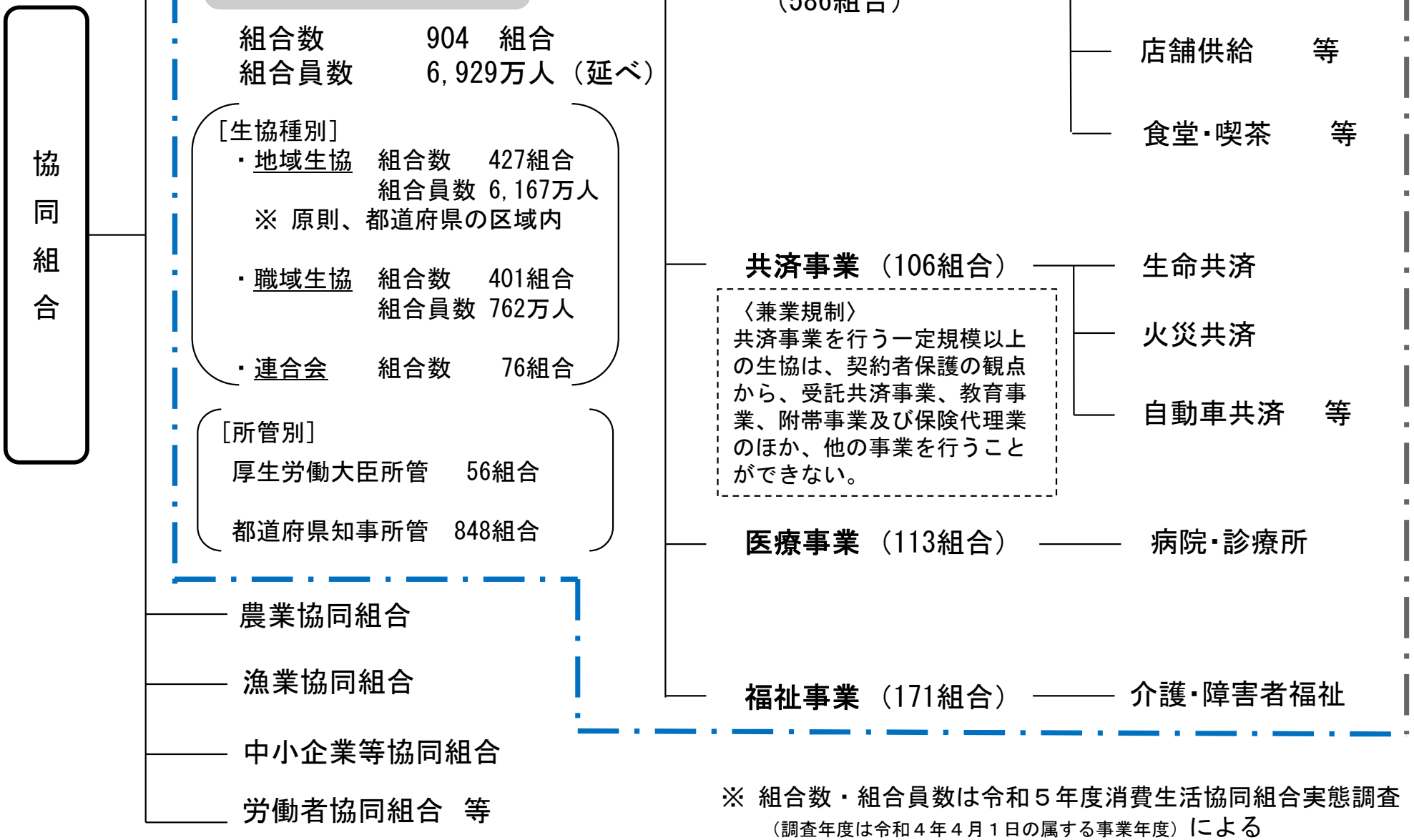

※ 組合数・組合員数は令和５年度消費生活協同組合実態調査（調査年度は令和４年４月１日の属する事業年度）による

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

・伴走型支援を実践するには、①「専門職による伴走型支援」と、②「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」の双方の視点を重視する必要

⇒　個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される。

地域の居場所などにおける様々な活動等

専門職による関わりの下、地域住民が出会い、学び合う機会

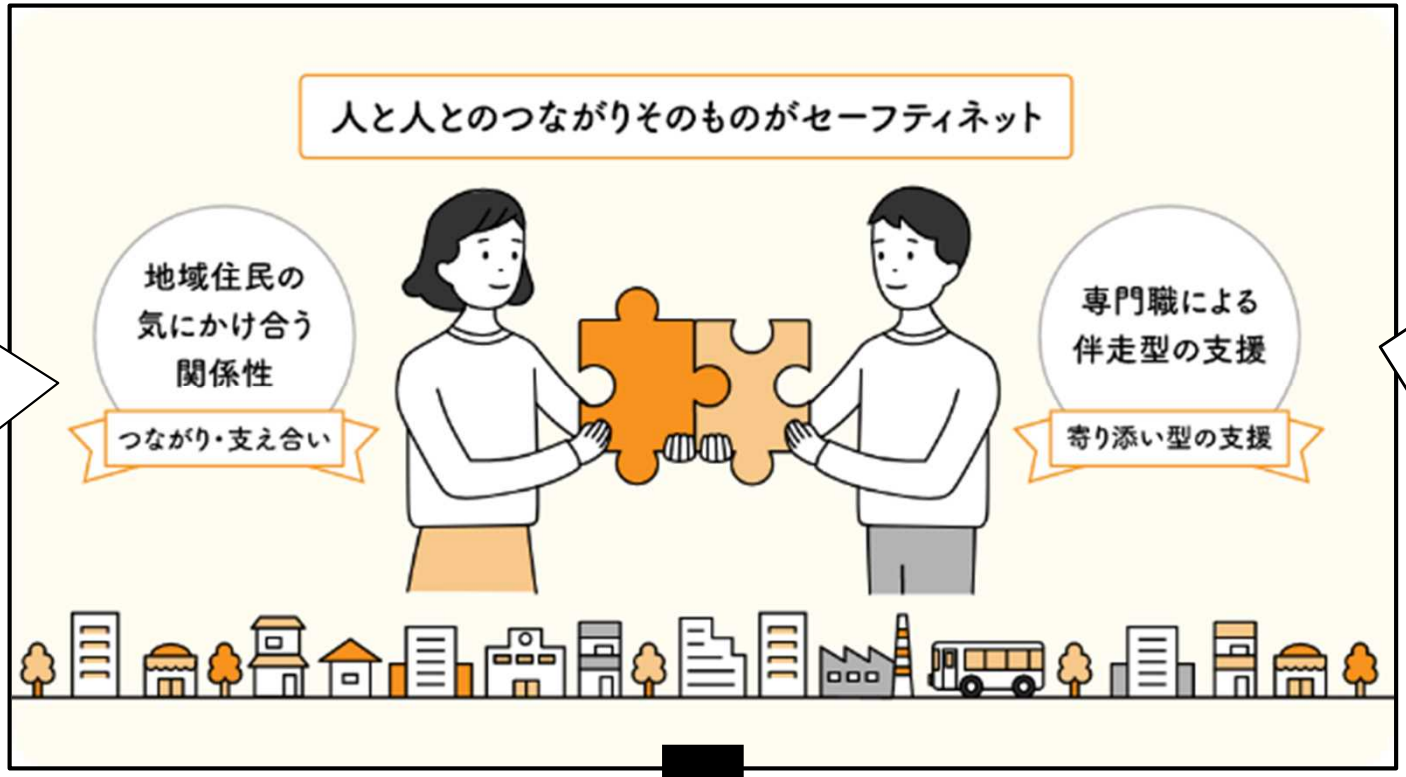

時間をかけたアセスメントによる課題の解きほぐし

本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援

多様なつながりが生まれやすくするための環境整備

専門職の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく観点

これらが重なり合うことで、地域における
セーフティネットが充実していく

住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことへの対応

一人ひとりの暮らしを支えていくために、それぞれの地域実情を踏まえつつ、
様々な主体や関連分野と連携し、つながり・支え合いのあり方を考えていくことが必要。

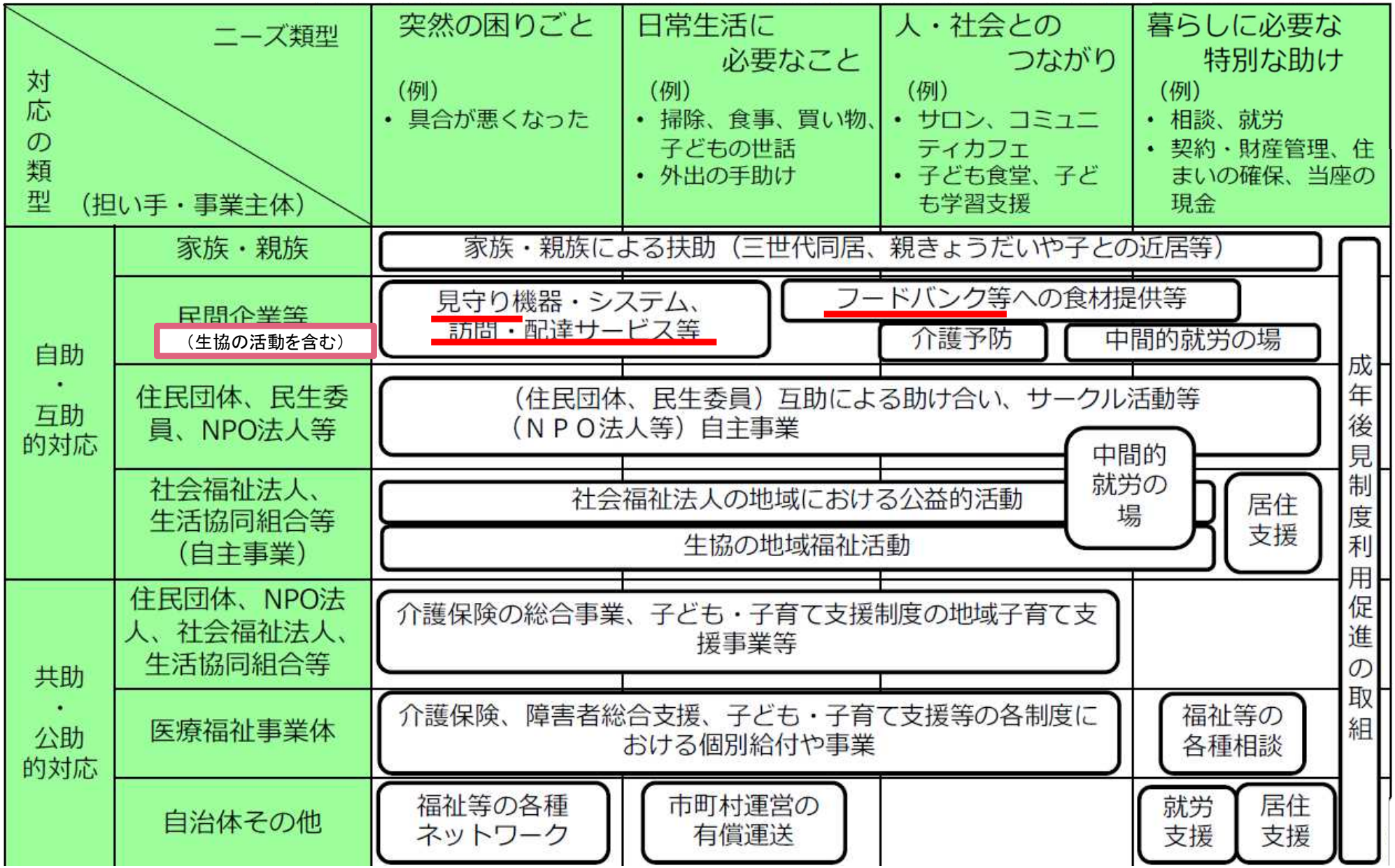

出典： 令和2年版 厚生労働白書 概要版

生協の事業・組合員活動への期待

○　公共的活動の推進という観点で、平成19年に以下の法改正が行われた。

平成19年「消費生活協同組合法」の改正

医療・福祉の性格

医療・福祉の公共性

医療・福祉の継続性

医療保険制度や介護保険制度からの保険給付により生じた剰余が、医療・福祉サービスの再生産のために用いられることが望ましい

医療・福祉事業の適正化

＜医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限＞

○　一定の医療・福祉事業を行う生協について、次の見直しを行う。

・医療、福祉ごとに特別の会計を設けた上で、資金流用を制限

・対象事業に係る剰余金の割戻しの禁止

＜員外利用限度の設定＞

医療・福祉事業については、組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内で、員外利用限度を組合員の利用分量の100分の100とし、法令上明確にする。
（現行は制限なし）

＜医療・福祉事業の法定化＞

上記の見直しに伴い、生協が行う事業として生協法に独立して規定する。

社会等の変化

社会の変化

少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化

生協をめぐる状況の変化

福祉に対する組合員ニーズ、地域における組合員活動等にみられる生協の社会的役割の増大

＜剰余金の使途たる事業の拡大＞

組合員による福祉活動（くらしの助け合い等の家事援助活動、食事会・配食サービス、子育て支援活動等）を育成する観点から、当該活動に助成する事業についても、繰越義務がある剰余金の使途として追加する。
（現在は、組合員の教育事業のみ剰余金の繰越を義務づけている。）

消費生活協同組合による地域共生社会の実現に向けた取組みについて

員外利用規制の緩和（令和２年度対応）

背　景

人口減少、少子・高齢化、地域社会におけるつながりの希薄化等に対応する地域づくりが喫緊の課題となっている中で、生協においても、医療、高齢者の介護や日常生活支援、障害者支援、子育て支援等の「事業」や「組合員活動」の充実した事例が見られるようになっている。

こうした活動のつながり等により、地域課題の解決に取り組む団体等（社協等）から各種取組への協力を求められる場面も増加しているものの、員外利用規制により実現困難となっている事例も見受けられる。

改正内容

地域共生社会の実現に向け、各地域で取組が進められている中で、生協が地域社会への貢献活動に取り組みやすくすることを目的として、以下の場合に行政庁の許可を得て員外利用を可能とするよう措置した。

※消費生活協同組合法施行規則第11条第１項第１号トを新設。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第４条に規定する地域住民等（注）により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

（注）地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者

施行日：令和３年４月１日

員外利用に係る施行規則改正（令和３年４月１日施行）により可能となる生協の取組の具体例（イメージ）

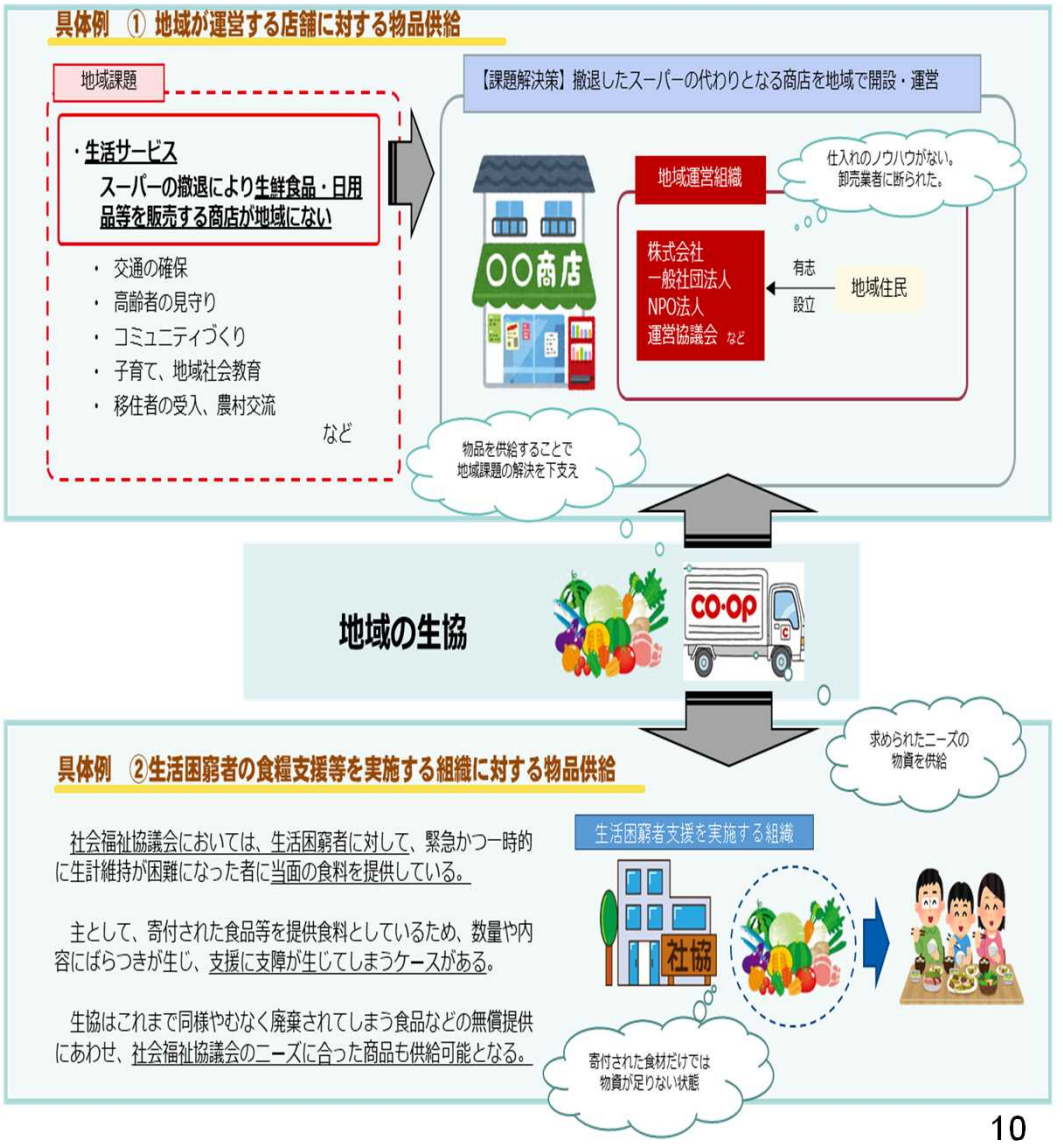

消費生活協同組合の取組

消費生活協同組合は、主たる事業として供給事業や共済事業を行う一方、子育て支援などの組合員有志による任意の助け合い活動（組合員活動）や、行政との協定に基づく地域の見守りや災害時の物資供給などを行い、地域のコミュニティづくりに寄与している。

なお、事業で生じた剰余金は、教育事業（組合事業に関する知識の向上など）や、組合員活動に充てるよう規程している。

SDGsへの取組

○地球温暖化、人権問題、貧困などに対しては生協が古くから取り組んできている。

○その活動理念はSDGs（持続可能な開発目標）の目指すものと重なる部分も多い。

○全国の生協が加盟する連合会がSDGsに関する行動宣言や活動方針を定め、これに沿って各地で様々な活動を展開。

災害支援

○近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発。

○行政との「災害時緊急物資供給協定」や「包括連携協定」を締結する生協が増えている。

※「包括連携協定」の内容を見ると、地域防災・災害対策に限らず、高齢者支援（見守りなど）、子育て支援（こども食堂など）、食育・健康増進、環境保全などとなっている。

地域共生社会の実現

○生協は、長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行い、地域に助け合いの輪を構築してきた。

○今後の地域社会を支える重要な担い手として、事業や活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

・くらしの助け合い活動
　高齢者、介護を必要とする人、産前産後の母親等を対象に、家事援助などを行う、組合員同士の助け合い活動

・食事会、配食活動
　食事会の開催（介護予防）や自宅への配食（安否確認）

・ふれあいサロン活動
　高齢者や子育て中の母親を対象に、交流の場を提供

・子育て支援活動
　乳幼児期の親子が、地域の中で過ごし、つながりを作る場を提供

・地域課題の解決に取り組む組織に対する物品供給
　社協やこども食堂に対して食料品などの物品を供給

教育事業等繰越金

消費生活協同組合法では、事業で生じた剰余金について、次のように定めている（第51条の4）。

- 第四項：組合は毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。
- 第五項：前項の規定により繰り越した剰余金は、第十条第一項第五号の事業(※教育事業)の費用に充てるものとする。ただし、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であって組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

資 料 2

第２　消費生活協同組合の適正な運営について

集団指導、個別指導及び検査について

集団指導、個別指導及び検査における目的及び内容は以下のとおりである。

○　集団指導は、各生協に共通する事項に関して、過去の検査において指摘の多い事項を踏まえ、遵守すべき管理・運営上の留意点等の説明を行うことにより、組合の理解を深めていただき、組合自らが改善に取り組むことを目的としている。

＜主な事項＞
- ・組合員名簿の法定記載事項や変更登記の法定期限等運営管理に関する基本的かつ定型的な事項
- ・財務会計に関する必要書類や記載事項、適正な剰余金処分のポイントとなる事項
- ・共済事業の適正なリスク管理に関する事項

○　個別指導は、生協の遵守すべき管理・運営上の基本的な事項や、検査結果の改善状況などについて個別に指導を行うものである。

○　検査は、各生協の具体的な運営管理の状況、会計処理の状況、共済事業のリスク管理の状況等を実地で確認し、個々の状況に応じた必要な指導等を行うものである。

○　また、検査後、公文書により改善報告を求めた事項については、改善計画として報告された事項に関し、適宜、個別ヒアリングや資料の提出を求め、改善状況を確認している。

○　各生協においては、集団指導を踏まえて、基本的事項等に関する運営管理や関係書類の整備等について、入念な確認をお願いする。

指導事項について

より適正な組合運営を図るため、過去の検査結果から留意すべき事項を以下のとおりまとめたので留意するとともに、集団指導終了後の自己点検等により遵守状況を確認されたい。

1．内部管理態勢等に関する主な事項

- （1）組合員管理について
- （2）定款、各種規約・規則等について
- （3）役員、理事会について
- （4）総（代）会について
- （5）登記について
- （6）個人情報管理について

2．財務会計に関する主な事項

- （1）決算関係書類及び会計処理体制について
- （2）一般に公正妥当と認められる会計の慣行について
- （3）剰余金処分等について

3．　共済事業における財務の健全性

- （1）責任準備金等、支払余力比率の適切な算出について
- （2）共済引受リスク管理について
- （3）資産運用リスク管理について
- （4）仕組開発管理について
- （5）ストレステストについて

4．　共済実施組合に対する指導・監督

5．　検査マニュアルの構成の見直し

6．　共済事業規約変更の事前協議に係る留意事項

1.内部管理態勢等に関する主な事項

(1)組合員管理について

(ア)組合員名簿の作成について

概　要

組合員名簿の作成は組合員管理の基本であり、組合員名簿を管理することは組合員保護にも繋がることから、常に出資口数、金額等、生協法に定められている事項が記載されているかを管理できるよう整備する必要がある。

ポイント

○　以下の法定記載事項(法第25条の2)のみが組合員名簿に記載されているか。
- 氏名又は名称及び住所
- 加入の年月日
- 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

○　組合員名簿が事務所に備え置きされており、閲覧を求められた際に対応できるか。
また、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準が定められているか。

○　法定記載事項以外の個人情報をデータ管理している場合、組合員等への閲覧に供する名簿は法定記載事項のみの記載としているか。

○　通常、出資金額は1口あたり出資金額の整数倍となっているか。

消費生活協同組合法（抄）

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第25条の2　組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

三　出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2　組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一　組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（例：1）〇〇生協組合員名簿

○ 組合員氏名	○ 住所	○ 加入年月日	○ 出資口数	○ 出資額	○ 払込年月日	✖ 共済種類	✖ 掛金
〇〇一郎	東京都〇〇市△△3-5	2009.5.6	30	3,000	2009.5.6	火災	4,000
：	：	：	：	：	：	：	：

※出資1口、100円。

（例：2）△△生協組合員名簿

○ 組合員氏名	○ 住所	○ 加入年月日	○ 出資口数	○ 出資額	○ 払込年月日
△△太郎	千葉県□市△△1-2-3	2010.5.20	10	✖ 1,050	2010.5.20
：	：	：	：	：	：

出資預り金を出資額に含めていないか？

※出資1口、100円。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（出資）
第16条　組合員は、出資1口以上を有しなければならない。
2　組合員の出資1口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、かつ、均一でなければならない。
（略）

（イ）組合加入に係る事務手続について

概　要

生協法第16条を正しく理解し、組合加入に係る事務手続を適正に行う必要がある。

ポイント

○　生協法第16条の解釈からすれば、出資１口で生協に加入できる。
○　加入申込書における出資に係る記載が複数口の出資を前提としているなど、１口で加入できるにも関わらず、複数口を出資しないと加入できないというような誤解を招く記載となっていないか。（例：「10口、1,000円を徴収します。」）
○　複数口の出資については、組合員への「お願い」という形で記載し、組合員が了承の上で加入するようにしなければならない。
　その際、出資が１口の場合であってもこれを拒んではならない。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

前頁の＜参考＞を参照。

模範定款例

（出資）
第15条　組合員は、出資１口以上を有しなければならない。
（略）

（ウ）職域生協における退職者の組合加入について

概　要

職域生協における退職者（以下「二項組合員」という。）の組合加入について、その承認手続は定款等の規定に従って行われる必要がある。

ポイント

○　二項組合員の組合加入に係る承認基準を定めているか。
○　退職者の組合加入について、理事会で承認しているか。（事後報告による承認でも可）

＜参　考＞

模範定款例

（組合員の資格）
第6条　この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
2　この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することが適当とするものは、この組合の承認を受けてこの組合の組合員となることができる。

（加入承認の申請）
第8条　第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。
2　この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

（エ）組合員の自由脱退等について

概　要

自由脱退をする組合員について、当該組合員に事業年度の末日の90日前までに予告させるとともに、事業年度末に脱退（「出資口数の減少」を含む）を認め、出資金の返還を行わなければならない。

ポイント

○　事業年度の途中において、組合員の脱退（自由脱退又は出資口数の減少）を認めるとともに、出資金の返還やその都度、脱退手続を行うなど法令違反をしていないか。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（自由脱退）
第19条　組合員は、90日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。
２　　前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、１年を超えてはならない。

（出資口数の減少）
第25条　組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
２　　前項の場合には、第19条及び第21条から第23条までの規定を準用する。

（2）定款、各種規約・規則等について

概　要

生協は、法令等に従い必要事項の記載された定款を整備し、組合運営に必要な規約・規則等（以下「規則類」という。）を整備する必要がある。
また、規則類の改廃について、どこで機関決定すべきかを明確にしておく必要がある。

ポイント

○　組合運営に係る各種規約・規則等の有無を確認（別紙１参照）
○　規則類の管理簿（別紙2参照）が作成されているか、個々の規則類について、制定・改廃を決定する機関、制定・改廃の年月日等が明確にされているかを確認
○　内部監査等による自主点検等が実施されているか
○　定款、各種規約・規則等の間で整合性が図られているか
○　さらにリーガルチェックは徹底されているか

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（総会の議決事項）
第40条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。
　一　定款の変更
　二　規約の設定、変更及び廃止
　：
　（略）

（別紙１）

＜参考＞

定款に基づく組合の規約、規則等について（模範定款例等より）

条文	事項	規約、規則等
第21条	役員の選挙 役員の選任	役員選挙規約 役員選任規約
第28条	役員の報酬	役員報酬規則 役員退任慰労金規程
第31条	理事会	理事会運営規則
第37条	監事の職務及び権限	監事監査規則
第44条	職員	職員服務規則 職員給与規則 就業規則
第〇条	総代の定数	総代選挙規約

条文	事項	規約、規則等
第60条	総会（総代会）運営規約	総会（総代会）運営規約
第〇条	共済事業規約	共済事業規約
第〇条	貸付事業規約	貸付事業規約
第64条	財務処理	経理に関する規則
第〇条	資産運用の基準	資産運用に関する規程
第75条	組合員に対する情報開示	情報開示規則
第80条	実施規則	個人情報保護規則 文書事務取扱及び保存規則

＜参考＞

（別紙2）

組合の規則類の管理簿（イメージ）

1．基本規程

種　　別	制定・改廃機関	制定・改廃日
定款	総代会	令和〇〇年　△月□□日 改正
役員選任規約	総代会	令和□□年△△月××日 改正
総代選挙規約	総代会	：
理事会運営規則	総代会	：
監事監査規則	総代会	：
総代会運営規約	総代会	：

2．役員に関する規程

種　　別	制定・改廃機関	制定・改廃日
役員報酬規則	理事会	平成〇〇年　△月□□日　改正
役員退任慰労金規則	理事会	平成〇〇年□□月△△日　改正
：	：	：
：	：	：

３．人事に関する規程

種　　別	制定・改廃機関	制定・改廃日
職員就業規則	理事会	令和〇〇年　△月□□日 改正
パート職員就業規則	理事会	平成□□年△△月××日 改正
職員退職金規程	理事会	:
旅費規程	理事長	:
:	:	:

４．総務に関する規程

種　　別	制定・改廃機関	制定・改廃日
情報開示規則	理事会	平成〇〇年　△月□□日 改正
文書管理規程	理事会	平成〇〇年□□月△△日 改正
個人情報保護方針	理事会	:
:	:	:

５．〇〇に関する規程

:

（3）役員、理事会について

（ア）理事の職務遂行について

概　要

理事は組合の委任により、事業運営の執行を行う。その執行の適切性を判断するにあたって、理事の職務遂行状況を確認することが重要である。

ポイント

○　理事会の出席状況（出席率及び欠席の多い理事の有無等）を確認
○　理事会の開催に当たり、出席理事が多数となるよう日程の十分な事前調整が行われているか。
○　（欠席の多い理事がいる場合）欠席理事に係る要因を分析しているか。欠席が続く場合、理事の職責の重大性に鑑み、適任者の選任について検討されているか。
○　理事会の議事録が適正に作成されているか。
○　生協法施行規則に定める内容が議事録に含まれているか、出席理事・監事の署名又は記名押印がされているか。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（組合と役員との関係）
第29条の2　組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の職務及び権限等）
第30条の3　理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

（理事会の決議）
第30条の5
3　理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

消費生活協同組合法施行規則（抄）

（理事会の議事録）

第60条　法第30条の5第3項（法第73条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　理事会が開催された日時及び場所

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第30条の5第6項（法第73条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第366条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第30条の5第6項（法第73条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第366条第3項の規定により理事が招集したもの

ハ　法第30条の3第3項において準用する会社法第383条第2項（法第73条において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第30条の3第3項において準用する会社法第383条第3項（法第73条において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの

三　理事会の議事の経過の要領及びその結果

四　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第30条の3第3項において準用する会社法第382条（法第73条において準用する場合を含む。）

ロ　法第30条の3第3項において準用する会社法第383条第1項本文（法第73条において準用する場合を含む。）

ハ　法第31条の2第3項（法第73条において準用する場合を含む。）

ニ　法第31条の六第四項

六　理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

七　理事会の議長の氏名

4　（略）

（イ）役員の選出について

概　要

役員は役員選挙（選任）規約の定めるところにより、総（代）会において選挙（選任）を行う。規約には選挙区及び選挙区ごとの定数等についての具体的、手続き的な事項を定め、役員の選挙（選任）があくまで民主的に組合員全体の意思を尊重して行われるよう配慮することが重要である。

ポイント

- ○ 役員の選挙（選任）は、法令、定款、規約に基づき、適正に行われているか。
- ○ 選挙区及び選挙区ごとの定数が適切に定められているか。
- ○ 規約に定める所定の手続き（選挙管理委員会の設置、選挙公示、選挙録、就任承諾等）を経ているか。
- ○ 役員選挙（選任）規約、選挙公示、選挙管理委員会の議事録、役員就任承諾書等を確認

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（役員の選挙）
第28条　役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。ただし、組合設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。
2～8　（略）
9　第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（組合設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

模範定款例

（役員の選挙）
第21条　役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総（代）会において選挙する。
2～4　（略）

（役員の選任）
第〇条　役員は、役員選任規約の定めるところにより、総（代）会において選任する。

（4） 総（代）会について

（ア）総代選挙について

概　要

総代は総代選挙規約の定めるところにより、選挙区を設け、選挙区ごとに選挙を行う。規約には選挙区及び選挙区ごとの定数等についての具体的、手続き的な事項を定め、総代選挙があくまで民主的に組合員全体の意思を尊重して行われるよう配慮することが重要である。

ポイント

- ○ 総代選挙は、法令、定款、規約に基づき、適正に行われているか。
- ○ 選挙区及び選挙区ごとの定数が適切に定められているか。
- ○ 選挙区及びその定数を設定するに当たり、組合員の構成に留意しているか。
- ○ 規約に定める所定の手続き（選挙管理委員会の設置、選挙公示、選挙録、就任承諾等）を経ているか。
- ○ 総代選挙規約、選挙公示、選挙管理委員会の議事録、当選者への通知等を確認する。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（総代会）
第47条
2　総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選挙する。

模範定款例

（総代の選挙）
第○条　総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

（イ） 総（代）会の議決事項について

概　要

総（代）会は組合における最高の意思決定機関であるため、経営に重大な影響を与える事項や組合員の利害に関する重要な事項を議案とし、組合員に諮らなければならない。

ポイント

○ 定款に記載されている総（代）会の議決事項を遵守しているか
○ 議決事項は適切なものであるかを確認

＜参　考＞

・役員の選挙（第21条第１項）
・役員の報酬（第28条第１項）
・監査規則の承認（第37条第12項）　等

模範定款例

（総（代）会の議決事項）
第51条　この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総（代）会の議決を経なければならない。
（1）定款の変更
（2）規約の設定、変更及び廃止
（3）解散及び合併
（4）毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
（5）出資１口の金額の減少
（6）事業報告書及び決算関係書類
（7）連合会及び他の団体への加入又は脱退
（略）

（ウ） 役員報酬 （退職慰労金等含む） について

概　要

役員の報酬については、個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はないが、理事と監事に分けてそれぞれの最高限度額又は総額を算出し、議決を得ることが必要である。

ポイント

○ 役員の報酬や役員退職慰労金の額、又は具体的な算定方法が総（代）会で議決されているか。
○ 総（代）会議案書に「役員報酬規則に基づき支給することを理事会に一任する」とだけ記載し、役員報酬規則について組合員（総代）に説明されていないことはないか。
○ 役員退職慰労金も役員報酬であり、役員報酬と同様に総（代）会の承認を得ているか。

＜参　考＞

模範定款例

（役員の報酬）
第28条　理事及び監事に対する報酬は、総（代）会の議決をもって定める。この場合において、総（代）会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。
2　（略）
3　第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

【準用】:会社法第361条第1項 （生協法第30条の3第3項）
（取締役の報酬等）
第361条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
一　報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
二　報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
三　報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
2　（略）

（エ） 議決権の行使について

概　要

組合の最高意思決定機関である総（代）会では、組合員又は総代（以下「組合員」という。）全員が出席した上で組合員の意見を反映し、議決することが望ましいが、実際にこれを期待することは困難であるため、救済措置として書面議決又は代理議決を認めているところである。

ポイント

○　書面議決書及び委任状の様式を定めているか。
○　書面議決書は議案ごとに議決権が行使されるものとなっているか。
○　代理人が10人以上の組合員の代理を務めていないか。（総代会は3人以上）
○　書面議決又は代理議決はあらかじめ通知のあった事項に限られているか。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（議決権及び選挙権）
第17条
2　組合員は、定款の定めるところにより、第38条第1項又は第2項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる。
　ただし、 組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。
5　代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

（総代会）
第47条
6　総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第17条第2項ただし書中「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」とあるのは「組合員」と、同条第5項中「10人」とあるのは「3人」と読み替えるものとする。

（5） 登記について

概　要

○　変更登記については、下記に例示する法定期間内に実施しなければならない。
　　例1：代表権を有する者の氏名の変更　→　2週間以内
　　例2：出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更　→　事業年度終了後4週間以内
○　組合の「事業」や「公告の方法」について、定款と登記簿の記載が一致していなければならない。

ポイント

○　変更登記必要事項と法定期間の再確認
○　定款と登記簿の記載事項の確認（一致しているか）

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（設立の登記）
第74条　組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の第1回の払込みがあった日から2週間以内にしなければならない。
2　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
一　第26条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（→ 事業、名称、地域又は職域）
二　事務所の所在場所
三　出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
四　存立時期を定めたときは、その時期
五　代表権を有する者の氏名、住所及び資格
六　公告方法
（略）

（変更の登記）
第75条　組合において前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
2　前条第2項第3号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後4週間以内にこれをすることができる。

（6） 個人情報管理について

概　要

○ 法令遵守及び利用者保護の観点から、組合員の個人情報保護管理及び情報システムのセキュリティについて、組織として適正な取り組みを行う必要がある。

ポイント

○ 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理を図るための必要な措置が講じられているか。
○ 個人情報保護方針や個人情報保護に係る管理体制、利用目的の特定、安全管理措置、職員・委託先の監督等について定めた内部規程等が整備され、役職員に周知徹底がされているか。
○ 規程等に基づき、適正に運用がされているか。
○ 個人情報の取り扱いを委託する場合、安全管理が図られるよう、その委託先に対し、必要かつ適正な監督が行われているか。
○ 利用者情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による利用者情報の外部への持ち出し防止対策、外部からの不正アクセス、標的型攻撃メール等に対する防御等情報管理システムの堅牢化対策が図られているか。

＜参　考＞

消費生活協同組合法施行規則

（個人利用者情報の安全管理措置等）
第175条　共済事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（7） 自治体及び組合からの照会（一部抜粋）

法定期限内での変更登記ができなかったが、どうすればよいか。

- 変更登記が必要であると認識した段階で、速やかに手続きを行うとともに、再発防止として、あらかじめ変更登記完了までのスケジュール案を作成し、関係者間で共有するなど、期限内に適正に変更登記が行われるよう取り組まれたい（法第74条、75条）。

定款に基づき、組合員は出資１口1,000円から加入可能であるが、別途加入要件を１０口１万円にしても問題ないか。

- 組合員は出資１口から組合に加入できるので、１０口の出資が組合加入の要件であると定めることはできない（法第16条第1項）。

役員の選出について、総会の議案となっているが、具体的な名簿の提示は当日配布としているが問題ないか。

- 具体的な名簿の提示を当日配布とした場合、総会に出席しない組合員が書面によって議決を行うことができなくなり、不適切である。総会において議決する事項はあらかじめ通知するべきである。

※消費生活協同組合模範定款例第51条第3項　～（略）～ただし、この定款により総（代）会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

組合の代表理事が〇〇法人の理事長を兼ねているが、組合から〇〇法人への寄付金支出は問題ないか。

- 法第31条の2に基づき、理事会における承認及び報告を行わなければならないため、必要な手続きを行われたい。

定款、規約、総代会及び理事会の議事録については、主たる事務所にのみ、備え置くことで問題ないか。

- 定款及び規約は従たる事務所にも備え置く必要がある（法26条の5）。また、総代会及び理事会の議事録については主たる事務所には10年間、従たる事務所にはその写しを５年間備え置くことが必要である。
  ただし、HPなどデータ閲覧できる場合は、従たる事務所での写しの備置きは必要ない（法第26条の５第1項、法第30条の７第2項、法第45条第3項）。

（7） 自治体及び組合からの照会（一部抜粋）

電磁的記録による方法で決算関係書類を保存することは問題ないか。

- 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる（第31条の９第３項）。　組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類及びその附属明細書を保存しなければならない（第31条の９第４項）。上記２点を踏まえれば電磁的記録という形で10年間保存すれば問題ないと考える。

清算人を選任する際、組合員以外の者を清算人に選任することは可能であり、人数及び割合についても制約はないものと認識しているが問題ないか。

- 組合が解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。そのため、組合員以外の者を清算人に選任しても問題はない（法第72条）。なお、法第73条において準用する法第29条の３及び準用する会社法第478条について、留意いただく必要がある。
- なお、清算人の人数・割合に法令上の規程はない。

2.財務会計に関する主な事項

資 料 3

（1）決算関係書類等及び会計処理体制について

決算関係書類等について

ポイント

○　決算関係書類、事業報告書及びそれらの附属明細書について、法令で定める事項や必要な注記が記載されていること。

留意点

○　決算関係書類、事業報告書及びそれらの附属明細書に記載する事項は生協法施行規則（以下、施行規則）、決算関係書類等の様式例等と整合しているか。決算関係書類等については、各々の事業に則った「決算関係書類等の表示に関するチェックリスト」を利用し、記載すべき事項が網羅されているか確認！

＜施行規則＞

- **決算関係書類（第66条～第121条）**
- **事業報告書（第122条～第126条）**
- **附属明細書（ 第127条～第129条）**

＜決算関係書類等の様式例＞

- 課長通知（組合の財務処理等に関する取扱いについて）令和3年6月1日社援地発0601第2号改正

共済を図る事業を行う組合の作成する貸借対照表及び損益計算書について

貸借対照表

（施行規則 第83条）

前2条の規定にかかわらず、法第10条第1項第4号 の事業（受託共済事業を除く。）を行う組合は、**前2条の区分に代えて**、当該組合の財産状態を明らかにするため、**資産又は負債について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。**

損益計算書

（施行規則 第103条第1項）

第94条から第96条までの規定にかかわらず、法第10条第1項第4号 の事業（受託共済事業を除く。）を行う組合については、**第94条から第96条までの区分に代えて**、当該組合の損益状況を明らかにするため、**収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。**

「決算関係書類等の様式例（主として共済事業を行う組合）」に沿った貸借対照表・損益計算書の作成が適当

注記事項一覧（施行規則第109条）

施行規則	注記事項	会計監査人 監査組合	会計監査人 監査組合以外	連結注記
111条	継続企業の前提に関する注記	○	不要	○
112条	重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	―
113条	連結決算関係書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記	―	―	○
113条の２	会計方針の変更に関する注記	○	○	○
113条の３	表示方法の変更に関する注記	○	○	○
113条の３の２	会計上の見積りに関する注記	○	不要	○
113条の4	会計上の見積りの変更に関する注記	○	不要	○
113条の５	誤謬の訂正に関する注記	○	○	○
114条	貸借対照表等に関する注記	○	○	○
115条	損益計算書に関する注記	○	○	不要
116条	剰余金処分案に関する注記	○	○	不要
117条	税効果会計に関する注記	○	○	不要
118条	リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	不要
118条の２	金融商品に関する注記	○	○	○
118条の３	持分法損益等に関する注記	○	不要	不要
119条	関連当事者との取引に関する注記	○	○	不要
120条	重要な後発事象に関する注記	○	○	○
120条の２	収益認識に関する注記	○	○	○
121条	その他の注記	○	○	○

不備・記載漏れが多い注記事項（1）

- 子法人等・関連法人等がある場合
  - 貸借対照表等に関する注記として、子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務に係る注記を行っているか（施行規則第114条第1項第6号）。
  - 損益計算書に関する注記として、子法人等及び関連法人等との事業取引・事業外取引による取引高に係る注記を行っているか（施行規則第115条）。 ⇒理事の自己契約等の手続不備（生協法第31条の2）
  - 関連当事者との取引に関する注記を行っているか（施行規則第119条）。
- 貸借対照表に関する注記
  - 資産が担保に供されている場合における注記（施行規則第1項第114条第1号）
  - 保証債務等に関する注記（施行規則第1項第114条第5号）
- 税効果会計に関する注記
  - 繰延税金資産、繰延税金負債の発生の主な原因（施行規則第117条）
- 有価証券を保有している場合
  - 金融商品に関する注記を行っているか（施行規則第118条の2、金融商品会計基準40-2）。
    ① 金融商品の状況に関する事項
    - 金融商品に対する取組方針
    - 金融商品の内容およびそのリスク
    - 金融商品に係るリスク管理体制
    - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

    ② 金融商品の時価等に関する事項 （金融商品の時価等の開示に関する適用指針4 参照）

不備・記載漏れが多い注記事項（2）

- 関連当事者との間に取引があり重要性がある場合
  - 関連当事者との取引に関する注記を行っているか（施行規則第119条）

    ※注記を必要としない取引（同条第2項）

    ※会計監査人監査組合以外の組合は注記の一部省略可（同条第1項第5号から第7号、第9号）
- 共済事業以外の事業を行っている場合
  - 収益認識に関する注記をおこなっているか

    ①重要な会計方針に係る事項に関する注記（施行規則第112条第2項）
    - 主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容
    - 当該義務に係る収益を認識する通常の時点
    - その他、重要な会計方針に含まれると判断したもの

    ②収益を理解するための基礎となる情報に関する事項（施行規則第120条の2第1項）
- 主として共済事業を行っており、共済契約を再共済または再保険に付した場合
  - 貸借対照表注記に以下の事項が記載されているか
    - 再共済または再保険に付した部分に相当する責任準備金の額（施行規則第114条第2項第1号）
    - 再共済または再保険に付した部分に相当する支払備金の額（施行規則第114条第2項第2号）

関連当事者取引に関する注記

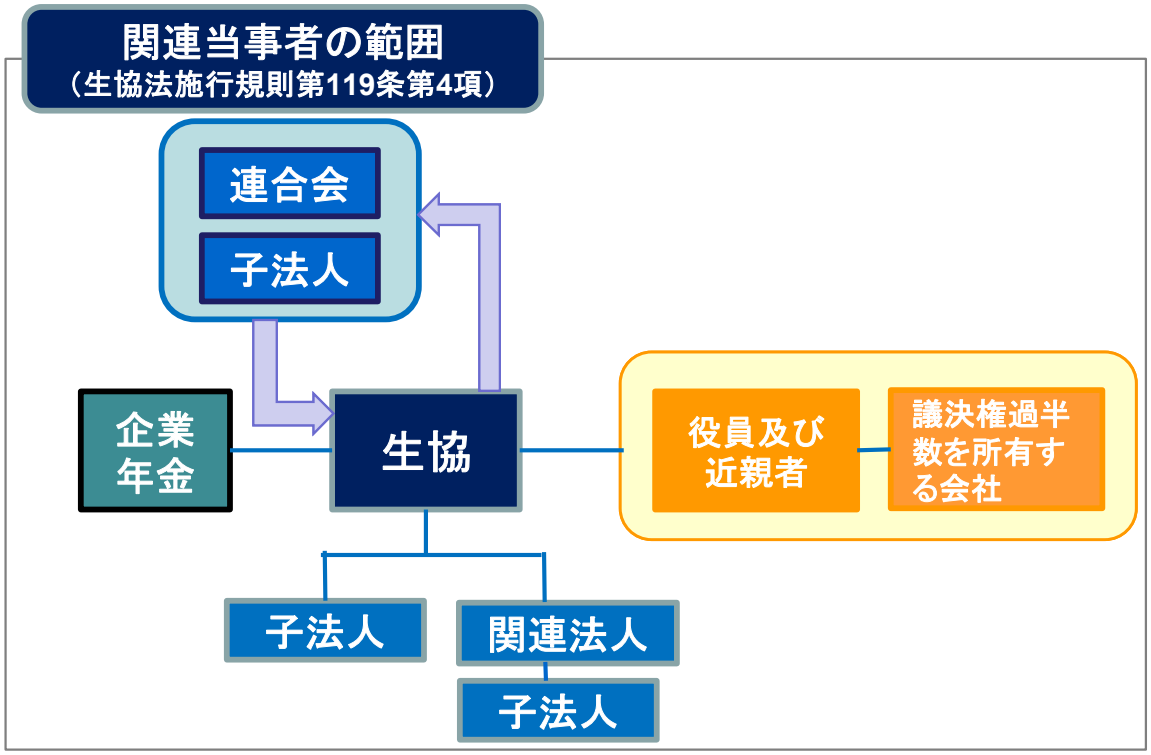

関連当事者注記例

組合　　（単位:千円）

種類	法人等の名称	所在地	出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
会員生協	生活協同組合	県 市	157,246	物資の供給	30.0%	商品の購入 資金の調達	商品供給(注1) 保証金の受入 保証金の返済(注2)	9,175,493 251,716 108,124	供給未収金 預り保証金 長期預り保証金(注2)	357,708 142,927 536,104
						債務被保証	利息の支払額 仕入債務に対する被保証(注3)	3,612 266,706	未払利息 —	1,918 —
						役員の兼任	兼任6名			

開示対象となる取引の範囲：

生協と関連当事者との取引のうち、重要な取引（供給高、供給原価、事業経費、事業外損益、特別損益、資金貸借、有形固定資産、有価証券の購入・売却取引、債務保証等）を開示する。

重要な取引とは

企業会計基準適用指針第13号 「関連当事者　の開示に関する会計基準の適用指針」

（関連当事者が法人の場合）

- 供給高は、供給高の10%以上
- 供給原価、事業経費は、供給原価と事業経費の合計額の10%以上
- 事業外収益、費用は、それぞれの10%以上
- 特別利益、損失は、1,000万円超の取引
- 資金貸借、有形固定資産、有価証券の購入・売却取引、債務保証等は、総資産の1%を超える取引

（関連当事者が個人の場合）

- 1,000万円超の取引

(注1)上記の商品供給は、市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、決定しております。
(注2)預り保証金は仕入取引にかかる取引保証金であり、商品仕入高に応じて金額を決定しております。
(注3)取引金額は、仕入債務に対する被保証極度額を記載しております。

経理規則について

ポイント

〇経理規則の内容が、法令や会計基準と整合しているか。
〇会計帳簿及びその事業に関する重要な資料の保存期間が、法令に定められている期間を満たしているか。
〇経理規則の内容が、組合の組織・役職員体系と整合しているか。
〇経理規則において、細則やマニュアル、勘定科目取扱要領等を作成することと明記されているが、作成されているか。
〇経理規則において作成することと明記されている帳票・帳簿が作成されているか。
〇経理規則に定められている手続・処理が行われているか。

経理規則及び経理マニュアルなどを作成し、適切に運用することにより、
〇業務の標準化、業務水準の均一化を図る
〇内部統制を強化することによる不正、誤謬の防止
　・決算関係書類の意図的、意図的でない虚偽表示の防止
「中小企業の会計に関する指針」を適用していても、選択可能な処理方法が存在するため、経理規則等に会計方針を記述をしておく必要がある。

経理区分の適正な処理について

ポイント

○共済事業にかかる経理とその他の経理とが区分されているか。
○共済事業のうち、責任共済等事業に係る経理とその他の経理とが区分されているか。
○医療福祉等事業に係る経理とその他の経理とが区分されているか。
○組合が行う事業の種類ごとに収支が明らかにされているか。

留意点

○分類すべき事業区分が適切に設定されているか。
○収益は事業別に個別に集計しているか。
○費用は直接費、間接費に分け、間接費は各費用項目ごとに人員割、事務所面積割、などの定量データを使用した適切な配賦基準により配賦されているか。

消費生活協同組合法

（区分経理）
第50条の3　共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。
2　共済事業のうち責任共済等の事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。
3　第10条第1項第6号又は第7号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

補足

決算関係書類等及び会計処理体制に関する検査での指摘/助言事項例

〇決算関係書類等

・法令に従った様式で作成されていない。
・注記事項、事業報告書、事業報告書の附属明細書、決算関係書類の附属明細書について、法令で規定された記載事項が漏れている。
・決算関係書類と附属明細書、事業報告書の記載内容、金額等が整合していない。
・重要性の基準により注記等を省略する場合、その判断結果が残されていない。
・関連当事者取引に関する注記の検討について、関連当事者の網羅性や重要性が検討されておらず、全役員に対する調査が行われていない。
・共済事業以外の事業を行っている場合において、収益認識に関する会計基準が適用されておらず、注記も適切に行われていない。
・出資金、出資預り金について、システム残高と帳簿残高が一致しておらず、その差額について調整が行われていない。

〇会計処理体制

・経理規則に従った運用が行われていない。
・照合・確認証跡や役職者の承認証跡が残されておらず、実際に適切に運用されているか不明である。
・インターネットバンキングについて、担当者のみによる振込実行が可能であり、相互牽制が不十分である。

等

（2） 一般に公正妥当と認められる会計の慣行について

ポイント1

（金銭債権）
取立不能のおそれがある場合には、債権の区分に応じて取立不能見込額を算定し、貸倒引当金を計上しなければならない。
（有価証券の取得）
取得可能な有価証券は営んでいる事業別に法令にて定められているため、**法令に抵触していないか否かの判断を取得時にしなければならない。**
（満期保有目的債券）
満期保有目的債券は取得時に「満期まで所有する意図をもって保有する」必要があるため、**取得時に当該意思決定をしなければならない。**

（時価が著しく下落した場合）
a）満期保有目的債券、子会社株式、関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のもの
時価が著しく下落したときは、**回復する見込みがあると認められる場合を除き、**時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
b）市場価格のない株式等（関係団体等出資金を含む）
発行会社の**財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、**評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

＊企業会計基準第10号　金融商品に関する会計基準

ポイント2

（棚卸資産）
期末における時価が帳簿価額より下落した場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。
（仮払金等その他の流動資産）
その他流動資産に計上される仮払金は決算時に適切な科目に振り替える必要がある。また、長期滞留しているような未収入金などは損失処理するといった対応が必要となる。
（有形無形固定資産）
資産の収益性低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額し、減損損失を計上する。
（リース取引）
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

ポイント3

（繰延税金資産）

繰延税金資産の計上には、組合の経営状況により、収益力に基づく課税所得が十分見込めること及びタックス・プランニングを行うことが前提となる。**組合の経営状況から会計基準で示されている会社分類を行い、中期経営計画や予算と整合した将来における回収可能額の算定を行う必要がある。**

＊企業会計基準適用指針第26号　繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針

（資産除去債務）

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、その除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを「資産除去債務」として見積もった上で計上し、資産の減価償却に合わせて費用処理する。

（引当金）

定期的に賞与の支給実績がある場合や退職金規程に基づき退職金を支払っている場合に、賞与引当金、退職給付引当金を負債の部に計上する。

（3） 剰余金処分等について

ポイント1

剰余金処分案の法定準備金の積立額や教育事業等繰越金の繰越額の算定が適切か。

留意点

原則として（税引後）当期剰余金

- ○ 法定準備金・教育事業等繰越金は「毎事業年度の剰余金」を基に算定されているか。
- ○ 法定準備金・教育事業等繰越金は、各事業年度において剰余金を計上している場合には、**法定準備金について、購買生協は毎事業年度の剰余金の10分の1以上を、共済生協は5分の1以上を積立て、教育事業等繰越金については、購買生協、共済生協共に20分の1以上を繰り越すことになる。**それぞれ下限額があることに留意する。
- ○ 法定準備金は定款で定める額を超えて、継続して積立を行っていないか。定款で定める額を超えて積み立てる場合は定款変更を行う必要があることに留意する。

＜参　考＞

消費生活協同組合法

（剰余金の積立て等）
第51条の4　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1（共済事業を行う組合にあっては、5分の1）以上を準備金として積み立てなければならない。（略）
4　組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

ポイント2

教育事業等繰越金の会計処理が誤って行われていないか。

留意点

○　生協法第51条の４第4項の規定に基づき、剰余金が発生した場合には、毎事業年度の剰余金の20分の１以上を積み立てなければならない。

○　教育事業等繰越金は積立金ではなく、教育事業等のために使用するための繰越金であるため取崩は行わず、翌期の損益計算書において当期首繰越剰余金に含めて表示しているか。

※1　日本公認会計士協会　非営利法人委員会研究報告第7号 「消費生活協同組合における剰余金処分について」平成13年5月14日

教育事業等繰越金の繰越額について、「毎事業年度の剰余金」を基準に規定されている。研究報告第7号では、「毎事業年度の剰余金」とは、損益計算書の税引後当期剰余金（但し、欠損金があればそれを控除する）を意味すると解釈されている。

ポイント3

割戻しの対象となる金額（財源）を超えた利用分量割戻しを実施していないか。

留意点

（税引後）当期剰余金

- ○ 利用分量割戻しの額は、毎事業年度の剰余金から、繰越欠損金をてん補し、法定準備金積立額、教育事業等繰越金額を控除した額以下となっているか。
- ○ 前事業年度以前の剰余は含まれていないか。利用分量割戻しは、当事業年度の剰余金が財源となる。
- ○ マイナス金額の「その他有価証券評価差額金」を計上している場合、割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しているか。

＜参　考＞

（模範定款例　第69条　利用分量に応ずる割戻し）
第69条　組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、～略～ 法定準備金として積み立てる金額及び ～略～ 教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。
（以下、略）
（模範定款例解説　第70条（出資額に応ずる割戻し）
　利用分量割戻し、出資配当いずれにおいても、貸借対照表上、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」において、マイナスの金額を計上している場合（差額金額の処理について、全部純資産直入法により処理している組合に限る。）には、これは未実現損であるため、~略~割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しなければならないことに留意するものとする。

剰余金の割戻しの総額が適切でない例

損益計算書

｛

当期剰余金	1,000
当期首繰越剰余金	200
○○積立金取崩額	100
当期未処分剰余金	1,300

剰余金処分案

Ⅰ	当期未処分剰余金	1,300
Ⅱ	剰余金処分額	
	1　法定準備金	200
	2　**利用分量割戻金**	850
Ⅲ	次期繰越剰余金	250
	（教育事業等繰越金）	50

割戻し対象額

750（注）

（注）割戻し対象額の算定

当期剰余金	1,000
▲法定準備金積立額	200
▲教育事業等繰越金繰越額	50
＝割戻し対象額（財源）	750

割戻しの対象となる
金額を超えた利用分量
割戻し→法令・定款違反

法人税基本通達　（事業分量配当の対象となる剰余金）

14－2－1　法人税法第60条の2第1号《事業分量分配金》に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意する。

ポイント4

割戻しの対象となる金額（財源）を超えた出資配当を実施していないか。

留意点

原則として
（税引後）当期剰余金

○ 毎事業年度の剰余金（当期剰余金）から法定準備金・教育事業等繰越金の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金を加算した額について行うことができる（模範定款例第70条第1項）。
○ 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う（模範定款例第70条第2項）。
○ 出資配当の額は、払込済み出資額につき年1割以内の額とする（生協法第52条第4項）。
○ マイナス金額の「その他有価証券評価差額金」を計上している場合、割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しているか。

（模範定款例　第70条　出資額に応ずる割戻し）
第70条　払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
2　出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
3　出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
（以下、略）
（模範定款例解説　第70条（出資額に応ずる割戻し）
利用分量割戻し、出資配当いずれにおいても、貸借対照表上、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」において、マイナスの金額を計上している場合（差額金額の処理について、全部純資産直入法により処理している組合に限る。）には、これは未実現損であるため、~略~割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しなければならないことに留意するものとする。

ポイント5

積立目的や必要とする額等が定められていない任意積立金の積立てがなされていないか。

留意点

- ○ 組合に剰余が生じたときは組合員に還元すべき（原則）。
- ○ 任意積立金として内部留保する場合、その目的、必要とする額等の認定手続は適切か。また、その目的や必要とする額等は適切か。
- ○ **任意積立金の積立目的、必要とする額等を明確にし、**総（代）会の議決を経ているか。
- ○ 過年度において積立を行った任意積立金について、**現在はその目的自体が存在しないにもかかわらず積み立てたままとなっていないか。**

＜参　考＞

模範定款例

（その他の剰余金処分）

第72条　この組合は、剰余金について、第68条の規定により**組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは**、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

模範定款例解説

＜第72条（その他の剰余金処分）関係＞

この任意積立金又は繰越金は、全く任意なものである。しかしながら、**組合に剰余が生じた場合には、本来組合員へ還元すべき**であり、これを無計画に任意積立金等により積み立てることは適当でない。したがって、**任意積立金を積み立てる場合には**、次年度の事業の拡大に備えて資産の充実を図る等**その目的、必要とする額等を各組合毎に判断しながら積み立てることが必要**である。いずれにしても、必要な処理を行った後の剰余金は、それぞれの組合の経済的実情に応じ、**組合員全体の意思を尊重して決めるべき**ものである。

ポイント6

任意積立金の取崩しに係る手続が適切か。

留意点

○　任意積立金の合目的取崩・目的以外の取崩しに際し、必要な手続が行われているか。
○　欠損金を塡補する場合には、以下の順で行っているか。①繰越剰余金 ②任意積立金 ③法定準備金

	取崩の形態		処理方法
任意積立金 （特定目的）	目的に従う取崩し	理事会等の決議による取崩し	損益計算書の当期首繰越剰余金（当期首繰越損失金）の次に記載
	目的外の使用による取崩し	総（代）会の決議による取崩し （理事会等の決議による取崩しは不可）	剰余金処分案（損失処理案）に記載

＜参　考＞

模範定款例

（欠損金のてん補）
第73条　この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

任意積立金の取崩しが適切でない開示事例

誤

損益計算書

〜

特別損失	
災害見舞金	300
災害見舞金積立金取崩額	▲300
税引前当期剰余金	1,300
法人税等	600
法人税等調整額	▲200
当期剰余金	900
当期首繰越剰余金	100
当期未処分剰余金	1,000

不適切な処理

正

損益計算書

〜

特別損失	
災害見舞金	300
税引前当期剰余金	1,000
法人税等	600
法人税等調整額	▲200
当期剰余金	600
当期首繰越剰余金	100
災害見舞金積立金取崩額	300
当期未処分剰余金	1,000

施行規則

（当期未処分剰余金又は当期未処理損失金）

第101条　次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

（略）

３　一定の目的のために設定した任意積立金について当該目的に従って取り崩した額

ポイント7

剰余金処分案に関する注記が適切に行われているか。

留意点

○　剰余金処分案に以下の注記が行われているか（施行規則第116条）
①利用分量割戻しを行う場合の算定基準
②出資配当を行う場合の算定基準
③次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額

○　教育事業等繰越金については、事業報告書に前年度からの繰越金や支出額について記載することが望ましい。

＜参　考＞

課長通知（組合の財務処理等に関する取扱いについて）

3　決算関係書類等の作成等について（5）事業報告書等
　事業報告書においては、当該事業年度における教育事業や当該助成事業の状況及びこれらの事業に充てるための前年度からの繰越額や支出額について記載することが望まれる。
　また、教育事業等繰越金については、繰越金であることを明らかにした上で、繰越された事業年度の教育事業等の費用に充てるものとする。

補足

剰余金処分等に関する検査での指摘/助言事項例

○教育事業等繰越金
- ・教育事業等繰越金の算定誤り。
- ・（税引後）当期剰余金ではなく、当期未処分剰余金を財源として算定されている。
- ・注記が記載されていない。
- ・教育事業等繰越金は、会計処理を行わず、剰余金処分案の次期繰越剰余金に含まれるが、任意積立金等で会計処理が行われている。
- ・教育事業等繰越金として算定された金額に見合う支出がなされていない。

○　利用分量割戻金、出資配当
- ・（税引後）当期剰余金が生じていないにもかかわらず、利用分量割戻しが行われている。
- ・利用分量割戻し、出資配当を行う場合の算定基準が注記されていない。
- ・利用分量割戻金について、総代会決議で出資金等に振り替える場合の組合員保護が行われておらず、組合員が権利として希望した場合の返還請求に対する措置が講じられていない。

○　その他
- ・剰余金処分案に掲げる任意積立金について、適切な名称を付した項目に細分されていない。
- ・剰余金処分における任意積立金の積立について、目的、目標額、取崩要件が明確にされていない。

等

3. 共済事業における財務の健全性

資 料 4

（1） 責任準備金等、支払余力比率の適切な算出について

概要

①責任準備金等について
　責任準備金等は、組合が共済契約者等へ支払う共済金等の原資となるものであり、共済契約上の債務を確実に履行するためには適切な積立てが重要である。
　検査においては、責任準備金等の積立ての適切性の状況、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。
②支払余力比率について
　資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが重要であり、支払余力比率が悪化した場合には、経営を早期に改善する必要がある。
　検査においては、支払余力比率の算出の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

①　責任準備金の算出について
ア　共済掛金積立金　…　算出に係るシステムのロジックが正しいことが検証されているか。
　　共済計理人が行う１号収支分析の手法は合理的か。
イ　未経過共済掛金　…　生協法施行規則第179条及び共済事業規約の規定と齟齬なく算出されているか。
ウ　異常危険準備金　…　生協法施行規程第6条～8条及び共済事業規約の規定と齟齬なく算出されているか。

②　支払備金の算出について
ア　普通支払備金　　…　普通支払備金の額と実際の支払額に大きな乖離はないか。
イ　ＩＢＮＲ備金　　…　生協法施行規程第9条～10条の規定と齟齬なく算出されているか。

③　責任準備金の管理態勢について
ア　積立方針について…　目標とする異常危険準備金の積立水準等、積立方針を定めているか。
イ　算出態勢　　…　担当部門の責任・権限は明確にされているか。

④　支払余力比率の算出・管理態勢について
ア　算出の適切性　　…　生協法施行規程第４条の２～４条の５及び生協室長通知（平成31年社援協発0328第２号）の規定と齟齬なく算出されているか。
イ　算出態勢　　…　担当部門の責任・権限は明確にされているか。

（2） 共済引受リスク管理について

概要

共済引受リスクを認識した上で、適切な共済引受リスク管理態勢の整備が重要である。
検査においては、共済引受リスク管理の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① リスク管理について

ア　リスク把握・管理…　現在の収支分析、将来の収支予測等の方法により定期的に共済引受リスクを把握しているか。
イ　利源分析　…　利源分析の手法は合理的か。
　　利源別に損失が発生している場合は、発生要因の分析及び対応がなされているか。
ウ　再共済・再保険　…　受再元のリスクが適切に再共済掛金に反映されているか。
　　出再先の健全性の検証がされているか。
　　保有リスクの軽減等、目的に沿った出再となっていることが検証されているか。

② 管理態勢について

ア　管理規程について…　共済引受リスク管理に係る規程は適切に整備されているか。
イ　管理態勢　…　担当部門の責任・権限は明確にされているか。

（3） 資産運用リスク管理について

概要

資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。
検査においては、資産運用リスク管理の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① リスク管理について

ア　市場リスク　…　VaR等により可能な限り定量的に評価しているか。
　　金利リスク、為替リスク、価格変動リスクはそれぞれ管理されているか。
イ　信用リスク　…　取引先の信用格付けの確認等を行っているか。
ウ　流動性リスク　…　可能な限り定量的に評価しているか。

② 管理態勢について

ア　管理規程について…　資産運用リスク管理に係る規程は適切に整備されているか。
イ　管理態勢　…　担当部門の責任・権限は明確にされているか。

（4） 仕組開発管理について

概要

共済商品の仕組開発に当たっては、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する管理態勢の整備が必要である。

検査においては、仕組開発管理の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

①　仕組開発管理について

ア　仕組開発の手続き…　組合員の意向に基づく仕組開発が可能な態勢となっているか。
仕組開発にあたっては、事業推進の観点のみではなく、リスク管理の観点からも問題がないことを確認しているか。

イ　フォローアップ　…　共済仕組みの推進実績・事故発生率等が開発時に想定した水準とどの程度相違しているか確認・分析しているか。
フォローアップの結果等を踏まえ仕組み内容の見直しを行っているか。

②　管理態勢について

ア　管理規程について…　仕組開発管理に係る規程は適切に整備されているか。

イ　管理態勢　　…　担当部門の責任・権限は明確にされているか。

（5） ストレステストについて

概要

ストレステストは、リスクの集中の度合いや、リスク削減の対策を検討するうえで有用である。

検査においては、ストレステスト実施の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

①　ストレステストについて

ア　ストレスシナリオ…　巨大災害、パンデミック、信用リスクの顕在化等、組合の実施する事業の種類等に応じて適切なストレスシナリオが設定されているか。

イ　結果への対応　　…　ストレステストの結果、問題がある場合は、保有リスクを軽減する等必要な対応がとられているか。

②　管理態勢について

ア　管理規程について…　ストレステストに係る規程は適切に整備されているか。

イ　管理態勢　　…　担当部門の責任・権限は明確にされているか。

4. 共済実施組合に対する指導・監督

（1） 共済事業向けの総合的な監督指針について

監督指針

- 監督指針（共済事業向けの総合的な監督指針）は、監督行政を実施する際の共済事業の監督に関する基本的考え方、監督上の評価項目及び事務処理上の留意点等を整理したもの。

※　農業協同組合のほか、共済事業を実施する他の協同組合においても同様に監督指針が策定されている。

改正の趣旨

高度なリスク管理態勢の導入を契機に、監督指針を保険会社及び農協の監督指針等を参考に見直しを行う。

①　高度なリスク管理態勢に係る規定の新設

- 長期の共済リスクを有する長期共済事業組合においては、リスク管理の高度化を図ることが望ましいため、保険会社等で実施されている高度なリスク管理である「統合的リスク管理（ERM）」に関する規定を新設する。

②　障害者等への対応に係る規定の新設

- 障害者等に対する不当な差別的取扱いの禁止等を遵守させることに加え、障害者等に配慮した取組が恒久的に定着するよう、障害者等に対する不当な差別的取扱いの禁止等の遵守に向けた内部管理態勢の構築等に係る着眼点等を新設する。

③　不祥事件に係る規定の整備

- 共済推進目標の達成を動機とする不祥事件の発生を受け、顧客本位の業務運営が図られるよう、不祥事件と業務の適切性の関係の検証に用いる着眼点に、共済募集の目標設定及び管理態勢に係る項目を追加する。

施行期日

令和６年４月１日

（2）-1　高度なリスク管理態勢に係る規定の新設①

統合的リスク管理とは

- 統合的リスク管理（ＥＲＭ）とは、組織が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて統合的・包括的に捉え、組織の自己資本等と比較・対照することにより、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体のリスクをコントロールする自己管理型のリスクマネジメントである。
- 近年、民間の保険会社のほか、共済を実施している他の協同組合で導入が進んでいる。

《ERMの導入状況》

金融庁所管の保険会社	農林水産省所管の共済団体	中小企業庁等所管の共済団体	厚生労働省所管の共済団体
・2009年にERMの概念を導入 ・2014年2月に現在の枠組みを整備。	・JA共済連が2015年に導入 ・JF共水連が2017年に導入	・2021年に導入	・未導入

生協での対応状況

- 共済計理人の実務指針等検討委員会（※１）でＥＲＭの導入について議論（平成28年～）。
- 厚労省では、令和２年12月に国所管の共済生協（当時27組合）に対して、ＥＲＭの導入に関するアンケートを実施し、令和３年３月に同委員会に報告（※２）。
- 検討委員会にて、①共済計理人設置生協にとってＥＲＭ整備の重要性が高まっていること、②共済生協のリスク特性に応じた対応という点も重要であること等の意見を踏まえ、ＥＲＭ導入の対象となる生協を長期共済を実施している生協とする。

※　長期共済未実施の生協において自主的にＥＲＭを導入することは可能。

《（※１）共済計理人の実務指針等検討委員会》

○　一般社団法人日本共済協会の下に任意に設置する検討組織。
○　委員はアクチュアリー会会員、学識経験者、行政経験者等
○　オブザーバーは厚労省、全労済の共済計理人
○　事務局メンバーは全労済、コープ共済連、全国生協連、全労済協会、防衛省生協、警察職員生協、教職員共済、日本再共済連

《（※２）共済生協へのアンケート結果》

○　ＥＲＭの態勢整備の実施については、ＥＲＭ導入に向けた態勢整備や役員の理解の向上が必要との意見があった一方、導入コストが大きく経営に影響する、 人員・組織体制や計算インフラの整備が困難との意見もあった。
○　ＥＲＭに関する監督規制の導入については、規模に応じた段階的な監督規制の導入を希望する意見があった一方、現行の仕組みで健全性は十分確保できるという意見や、過大な負担を不安視する意見もあった。

（2）-2　高度なリスク管理態勢に係る規定の新設②

統合的リスク管理の枠組み

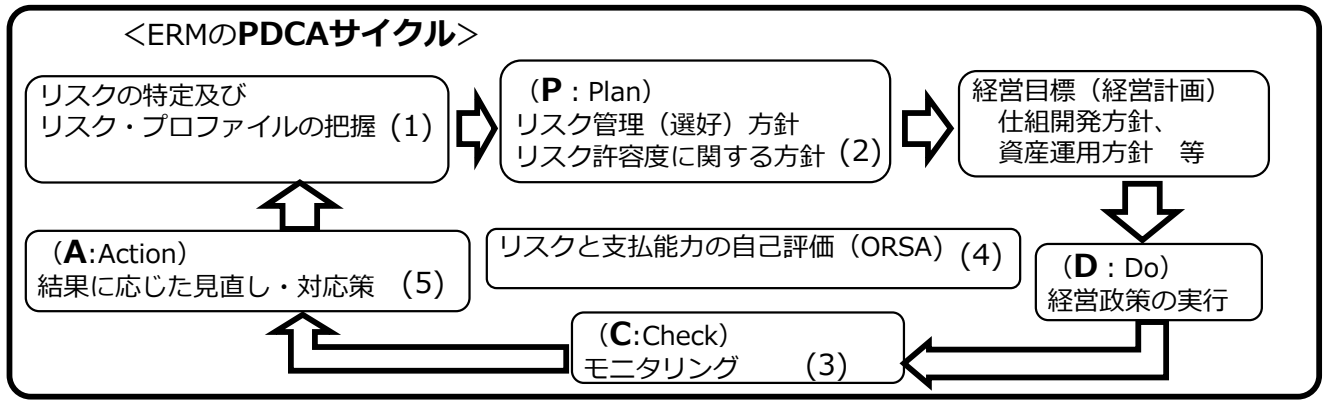

枠組みの整備には、

<u>リスク／収益の計量体制</u>
（内部リスク計量モデル・ストレステスト）

<u>統合的リスク管理態勢</u>
（組織ガバナンス態勢）

が必要

①　リスクの特定及びリスク・プロファイルの把握

- 現在又は将来直面するであろう全ての予見可能なリスクを網羅的に洗い出し、リスクを特定
- 特定したリスクについて、発生可能性や影響度、各リスク間の相関関係等のリスクの重要性を分析し、重大リスクを特定

※なお、リスク・プロファイルとは、すべての重要なリスクを網羅的なリスクの洗い出しによって把握したもの。

②　リスク管理方針の策定

- リスク・プロファイル及び経営方針に沿った戦略目標を踏まえ、組織にとって重要と考えられる全てのリスクカテゴリーについて、モニタリング態勢や管理手法を含めたリスク管理方針を策定
- また、定量的・定性的なリスク許容度に関する方針（リスク選好方針）を策定し、日常業務に組み込む。

③　リスクの測定（統合リスク量の測定とストレステスト）

- リスクが組織に与える影響の大きさと顕在化する可能性を評価するため、定期的にリスクを測定
- なお、リスクの定量的な測定手法として、「リスク計量モデル」、「ストレステスト」、「シナリオ分析」がある

④　リスクと支払能力の自己評価（ＯＲＳＡ）

- 理事会等の責任の下、定期的にリスクと支払能力を自己評価
- 将来の経済状況その他重大なリスクを考慮した資本の質と十分性の定期的な評価、中長期的な事業戦略を踏まえた将来必要な経済資本や規制に基づく資本の充足性の評価を実施
- 自己評価においては、将来の経済状況や他の外部要因の変化も考慮し、合理的に予見可能で関連性のある重大なリスクを含んでいる必要がある

⑤　報告態勢（組織・ガバナンス）

- リスクと支払能力の自己評価（ＯＲＳＡ）を定期的に実施し理事会等に報告することが必要
- 理事会等は、定期的に、報告を踏まえた意思決定を行うなど、把握した情報を業務執行及び管理態勢の整備等に活用
- 組織の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を配置

（3） 障害者等への対応に係る規定の新設

障害者等への対応

- 平成25年の障害者差別解消法の制定後、保険会社及び農協では、障害者等への対応に係る規定を監督指針に新設した。
  ※　中小企業等協同組合においては、ERM導入時に一緒に新設（令和３年３月）。
- その後、保険会社では障害者等に配慮した取組が恒久的に定着するよう、更に監督指針を改正した（令和４年11月）。
- 障害者差別解消法の改正による障害のある人への合理的配慮の提供が令和６年４月に義務化されることを踏まえ、保険会社と農協での規定を参考に、共済事業向けの総合的な監督指針にも新設することとする。

（4） 不祥事件に係る規定の整備

不詳事件に係る規定の整備

- 農水省では、農協の法令遵守体制の見直しの一環として、共済推進目標の達成を動機とする不祥事件（※）が発生するなど、不適切な共済推進が行われている実態に鑑みて、農協の監督指針を改正し、全ての不祥事件の検証時の着眼点を追加したことに加え、不必要な共済契約（自爆営業による共済契約）に対する監督上の対応を新設した（令和５年１月）。
  ※　組合職員が、共済事業の目標達成を動機に、自らが不必要な共済契約を締結した事案（いわゆる「自爆営業」）

- 令和５年４月10日の規制改革推進会議地域産業活性化ＷＧにおいて、農協その他の共済団体を所管している省庁に対して、共済事業における顧客本位の業務運営の取組等についてヒアリングが行われた。その後の規制改革推進に関する答申（令和５年６月１日）を受けて、規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）において、以下のとおり定められた。

  ―　規制改革実施計画　地域産業活性化分野　（１）共済事業における顧客本位の業務運営の取組等　―
  事業名：共済事業における顧客本位の業務運営の取組等
  規制改革の内容：a：（略）
  b：厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合（農協を除く。）が実施する共済事業について、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、不適正な営業推進が無いか等のリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、各協同組合における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、上記点検の結果を踏まえ、行政庁として適切な監督を行うため、必要に応じて、監督指針の見直しを含めた、監督の実効性を向上させる取組について検討し、必要な措置を講ずる。

- 国・都道府県所管の共済事業実施組合に対しては、令和５年中にヒアリング等を実施し、総点検並びに組合員本位の業務運営の取組状況の確認及び取組の推奨を行った。
- 当該ヒアリング結果では、強制的なノルマなど自爆営業を誘発するようなリスク要因は確認されなかったため、共済事業向けの総合的な監督指針では、行政庁による不祥事件の検証時の着眼点のみを追記する。

5. 共済事業実施組合に係る検査マニュアルの構成の見直し（3層構造）

共済検査マニュアルの３層構造

- 共済検査マニュアルは個別の問題点に関する検証項目と態勢に関する検証項目が混在していた。
- このため問題点が見つかった場合に、経営陣や管理者は何を確認する必要があるかが不明瞭だった。
- ３層構造では、ある検証項目において問題点がある場合、当該問題がそれより上位（問題発生箇所がⅡの場合Ⅰ、Ⅲの場合Ⅰ及びⅡ）のいずれかの要素の欠如又は不十分に起因したものであるかをもれなく検証すればよい。
- 検査を受ける組合側から見ても、検証すべき箇所が容易に確認できるようになり、検査実施側と議論を行いやすくなる。
  ※なお、農協の検査マニュアルは平成23年に改正済。他の協同組合も改正済。

【現行の共済検査マニュアル（抄）】

【財務の健全性・共済計理】
Ⅰ．責任準備金等の積立ての適切性等
１．責任準備金等の積立管理態勢の整備・確立状況
（１）責任準備金等の積立方針の明確化
理事は、責任準備金等の適切な積立てが共済事業実施組合の財務の健全性確保ひいては共済契約者等保護の観点から重要であることを十分認識し、理事会において、法令等（中略）に則り、積立方法及び積立水準等に関する基本的な方針を明確に定めているか。
（後略）

（２）積立内容の確認
①　理事会は、責任準備金等の実際の積立てが法令等及び積立方針に則っていることを確認しているか。

②　理事会は、責任準備金の評価方法が経営実態との関係で適切か否かを確認するため、将来収支分析（中略）について、そのシナリオ等が適切であることを検証しているか。

３層構造化

【改正後の共済検査マニュアル（抄）】

Ⅰ．経営陣による財務の健全性・共済計理に関する管理態勢の整備・確立状況
１．方針の策定
①【理事の役割・責任】
理事は、財務の健全性・共済計理に関する管理を軽視することが共済事業実施組合の財務の健全性確保等に重大な影響を与えることを十分に認識し、財務の健全性・共済計理に関する管理を重視しているか。（後略）
②【財務の健全性・共済計理管理方針の整備・周知】
理事会は、法令等に則り、責任準備金等の積立方法及び積立水準等に関する方針（中略）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。
・（中略）
・責任準備金等の積立額の算定に関する方針
２．内部規程・組織体制の整備　（略）

Ⅱ．管理者による財務の健全性・共済計理に関する管理態勢の整備・確立状況

Ⅲ．個別の問題点
１．責任準備金等積立額の適切性
（１）理事会の役割
①【積立内容の確認】
イ．　理事会は、責任準備金等の実際の積立てが法令等及び積立方針に則っていることを確認しているか。
ロ．　理事会は、責任準備金の評価方法が経営実態との関係で適切か否かを確認するため、将来収支分析（中略）について、そのシナリオ等が適切であることを検証しているか。その際に、過去に行われた予測のシナリオが実現したかどうかについても考慮しているか。

Ⅲの項目に問題
↓
Ⅰ及びⅡの項目をチェック

6. 共済事業規約変更の事前協議に係る留意事項

資 料 5

○ 現状

○ 消費生活協同組合の共済事業規約（以下「規約等」という。）の変更、設定及び廃止（以下「変更等」という。）に際しては、認可業務の円滑化のため、認可申請に先立ち、変更等の内容について厚労省が事前協議を行い「審査」を行っている。

○ 事前協議では、①法令及び定款等への適合性並びに規約の適切性、②事業を利用する組合員の利便性や公平性、③組合の財務健全性等、変更等を希望する事項について多面的且つ総合的に審査を行っている。

○ そのため、一定の期間を要することから、これまでも必要な資料について早めに提出するようお願いしているが、一部、準備資料の整理に時間を要する例や、総（代）会の直前に資料が提出される等の例が見受けられるところ。

○ 適正な審査を行うため、厚労省への規約の変更等の事前協議に当たっての取扱いについては、次のとおりとするので、対応いただくようお願いする。

○ 規約改正等の有無の登録

○ 組合は、事前協議を実施する場合、**毎年年末に依頼する調査において、翌年以降に変更等の協議を開始する事項**について、**変更等事項及びその背景等を登録（定款も同様）**することとしている。協議期間が集中する場合、協議スケジュールの調整を行うので、ご協力をお願いする。

○ 規約改正等の改正案の協議時期

○ 組合は、原則として、事前協議の終了（内諾）を希望する時期の**3ヶ月前までに、必要資料を**厚労省に提出し、協議を開始すること。

○ なお、規約変更等を行う場合であって、**財務省協議（例年3月～8月の間で実施）が必要な場合**は、上記に**2ヶ月**加えた**5ヶ月前（※）までに必要書類を厚労省に提出する**こと。

※ 財務省協議が必要な規約変更等が発生する場合は、財務省との事前調整の必要性から早めに当室に情報提供を行うこと。

○ 事前協議資料について

○ 協議の際は、**必要に応じ下記の資料を提出すること。**

○ なお、厚労省の認可後、改正後の規約全文（電子媒体）を速やかに提出すること。

事前協議資料

Ⅰ 組合概要
・沿革、対象者、組合員数、実施共済事業、契約者数等を記載

Ⅱ 現行制度の概要
・パンフレットの写し等

Ⅲ 現行規程

Ⅳ 改正の概要
下記の事項をすべてについて記載するとともに、必ず根拠を添付すること。

１ 背景
・なぜ今変更等が必要であるのか等について、背景や理由を記載するとともに、根拠及び補足資料（データ等（※）の該当部分）を添付。
※ （例） 組合員からの改正要望アンケート調査結果、組合の事業計画、必要に応じた挙証資料 等

２ 目的
・何をどのように改正し、どのような効果（組合員のニーズに応える、財務健全性を確保する等）を得たいか端的に記載。

Ⅴ 変更等案（新旧対照表）
・規約の該当部分の抜粋

Ⅵ 変更等案の妥当性についての根拠
・変更等案が関係法令等上適合することを示す資料（関係法令等の抜粋）
・変更等案の策定にあたり根拠とした他の組合や保険会社等の規程や定款等の実例（必要に応じて比較表を作成すること）
・変更等案の妥当性を示すデータ
・財務状況への影響（現在の状況及び今後の見込み）
・その他必要な説明・補足資料

Ⅶ 規約審査表（厚労省様式）
記載した場合、根拠となる資料を添付すること

Ⅷ 現行の定款、規約等
・定款全文、改正する規約の全文
・規約の変更等に伴い変更等が必要となる規程等の全文

Ⅸ 本規約改正に当たっての共済計理人の意見・指摘事項

【参考】全体のスケジュールイメージ

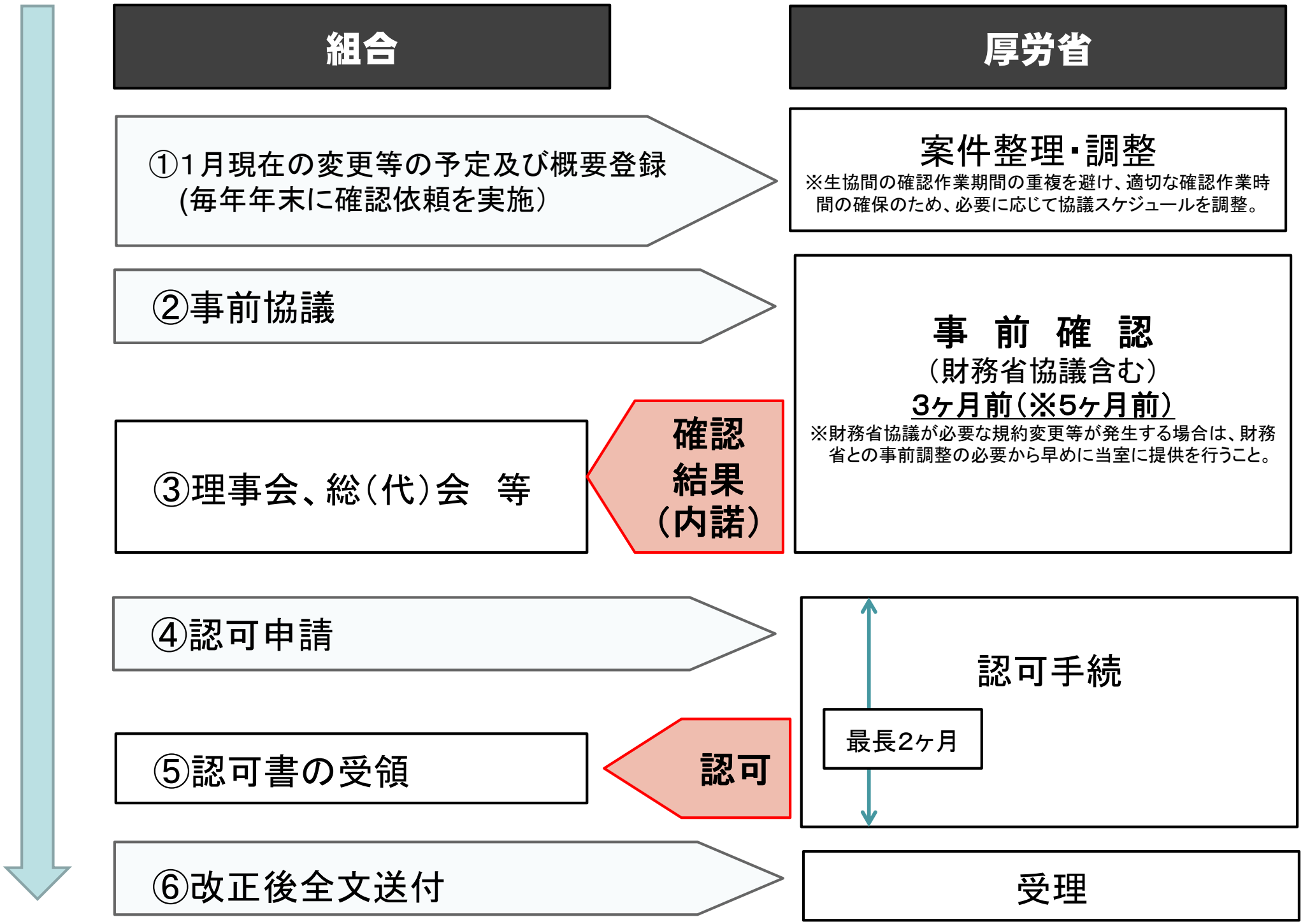

資 料 6

第３　連絡事項

（１）関係法令の改正等について

刑法改正に伴う消費生活協同組合法等の改正について

自由刑の単一化の議論に伴い、「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を廃止し、これに代えて「拘禁刑」を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）が令和４年６月17日に公布され、令和７年６月１日に施行される。

生協法についても、「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を「拘禁刑」と改正しているため、施行時には、消費生活協同組合模範定款例の取扱い（解釈通知）をはじめとした通知一式についても改正を予定。

金商法改正に伴う消費生活協同組合法等の改正について

金融商品取引業者等がデジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのいずれかで情報提供することを可能とするように見直す等の改正を行う金融商品取引法等の一部を改正する法律が令和５年11月29日に公布された。

生協法についても、準用している金融商品取引法が改正されたことを受けて、罰則規定である第98条の９第３号及び第４号を改正しており、施行の日は「公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日」となっている。

電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等について

供給事業（生協法第10条第１項第１号）として、電気を供給する事業を行う場合については、組合員以外への無制限の供給は認められていないところ、電気を供給する事業は、公共性が強い上、今般、組合員以外の者に電気を供給するニーズが発生している等の事情を踏まえ、所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、制限無く員外利用ができるよう、令和６年３月に消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合法施行規程を改正した（令和６年４月１日施行）。

また、今回の改正を機に、ガスの小売事業が自由化されていること等を踏まえ、ガスを供給する事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）上、最終供給義務等を負う一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く。）についても、電気を供給する事業と同様に、今後は所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、制限無く員外利用ができるよう見直すこととした。

なお、これまでガスを供給する事業を行ってきた組合は、引き続き当該事業の継続を認める旨の経過措置を設けている。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正について

デジタル臨時行政調査会においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（令和３年12月24日閣議決定）を踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）を策定し、これらに基づき、各府省においてアナログ規制の横断的な見直しを進めているところ。

一括見直しプランにおいては、現行法上、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該規定の見直しを行うことが定められた。

これを踏まえ、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第161 号及び令和５年厚生労働省令第165 号）が公布・施行され、消費生活協同組合法施行規則（昭和23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第１号）の一部を改正した。

（令和５年厚生労働省令第161 号（令和５年12月26日公布（同日施行）
（令和５年厚生労働省令第165 号（令和５年12月27日公布（同日施行）

資金決済法等改正に伴う消費生活協同組合法施行規則の改正について

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）において、電子決済手段が新たに定義されたことに伴い、特定投資家に相当する者（一般投資家に比して情報収集力、分析能力やリスク管理能力が高いと考えられる者）として取り扱うことが可能となる資産保有要件（投資性資産３億円以上）の対象資産に、電子決済手段を追加するため、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正した（施行日は令和５年６月１日）。

ＩＢＮＲ備金の算出に係る消費生活協同組合法施行規程の一部改正について

毎事業年度末において、共済事業を行う組合が負債として積み立てなければならないＩＢＮＲ備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等）については、消費生活協同組合法施行規程第９条に基づき、原則として機械的に算出されるが、状況によってはＩＢＮＲ備金の合理的かつ適切な算出に支障を来す場合がある。

そのような場合に対応できるよう、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、従来の算出方法によらず、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な共済の数理に基づく他の方法により計算した金額をＩＢＮＲ備金とすることを可能とするため、令和５年３月に消費生活協同組合法施行規程第９条の改正を行った。

（２）税制改正について

・令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月12日）において、電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等がなされ、消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合法施行規程を改正し、令和６年４月1日より施行されたのでご了知頂きたい。

１ 大綱の概要

消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置（法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税）

消費生活協同組合等について、関係法令の改正を前提に、電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等が行われた後も、現行制度と同様に法人税率の軽減措置等を講ずる。

２ 制度改正の概要

・　消費生活協同組合法では、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、組合員以外の者にその事業を利用させること（員外利用）が原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合として、法令上で限定列挙された事業については例外的に員外利用が認められている。

・　従前、特定の物品を供給する事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）は、利用限度がなく、員外利用を認めていた。

・　令和６年４月より、新たに、電気を供給する事業については、所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、利用限度のない員外利用を認めることとした。

また、ガスの小売事業が自由化されていること等を踏まえ、ガスを供給する事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）上、最終供給義務等を負う一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く。）についても、所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、利用限度のない員外利用を認めることとした。

なお、これまでガスを供給する事業を行ってきた組合は、引き続き当該事業の継続を可能としている。

員外利用が認められるもの

① 利用限度がない場合 ※エのうち、ガス（一部を除く）又は、電気を供給する事業については、行政庁の許可が必要。

ア　自動車損害賠償責任共済契約（契約締結者の相続等の場合）
イ　災害時の緊急物資の提供
ウ　行政からの委託事業
エ　特定の物品を供給する事業（酒類、たばこ、水道水、**ガス、電気**）
オ　体育施設、教養文化施設の利用

② 利用限度がある場合 ※ケ及びコについては、行政庁の許可が必要。

カ　医療事業　　組合員利用の１００／１００を上限
キ　福祉事業　　組合員利用の１００／１００を上限
ク　当該職域に係る者（職域生協の母体企業や大学）による購買事業の利用　　組合員利用の２０／１００を上限
ケ　山間僻地における物品の提供　　組合員利用の２０／１００を上限
コ　組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる事業として厚生労働省令に定めるもの　　組合員利用の２０／１００を上限

（参考）消費生活協同組合法施行規則、消費生活協同組合法施行規程についての新旧対照表

○ 消費生活協同組合法施行規程

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険会社に準ずる者） 第一条　消費生活協同組合法（以下「法」という。）第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）とする。	（保険会社に準ずる者） 第一条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）とする。
（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業） 第一条の二　消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第七条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる事業（第二号及び第三号に掲げる事業にあっては、行政庁が地域の実情を勘案して、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が当該事業を行うことが適当であると認めるものに限る。）とする。 一　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業 二　前号に掲げるもの以外のガスを供給する事業 三　電気を供給する事業	（新設）
（労働金庫共済募集制限先に該当しないもの） 第二条　規則第十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一～七　（略）	（労働金庫共済募集制限先に該当しないもの） 第二条　消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一～七　（略）

○ 消費生活協同組合法施行規則

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業） 第七条　法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二　（略） 三　水道水を供給する事業 四　ガス又は電気を供給する事業であつて厚生労働大臣が定めるもの	（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業） 第七条　法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二　（略） 三　ガス又は水道水を供給する事業 （新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第七条第三号及び第四号の規定は、この省令の施行の日以後に組合（消費生活協同組合法第四条に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）が開始するガスを供給する事業について適用し、同日前に組合が開始したガスを供給する事業については、なお従前の例による。

（３）デジタル原則を踏まえたアナログ規制に関する点検・見直しについて

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」

○　内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会において、同調査会が策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調会）等に基づき、国における全ての法令の中で、７項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「ＦＤ等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項についての点検、見直しに向けた工程表を作成。

○　生協法の関係法令等についても該当条項の点検を行い、所要の見直しを行った。

※ デジタル臨時行政調査会（デジタル庁HP）　https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/

代表的なアナログ規制である７項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（１人１現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し方針

【経緯等】
・ 令和４年６月の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、経済界要望等を踏まえ、「フロッピーディスク（FD）等を用いる申請・届出等のオンライン化」の検討が記載。
・ ８月の第13回作業部会において、FD等の記録媒体を指定する規定によって、手続のオンライン化が進みにくい状況となっていること、また、他の記録媒体やクラウド等の利用の可否が法令上不明確となっていることといった課題が指摘。
・ 作業部会での議論等を踏まえ、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定の整備や、旧式の記録媒体を指定する規定の見直しに向けて、各府省における点検・見直しを実施。

【見直しの方針】
・ 各府省での見直し検討の結果、すでに規定が置かれているもの等を除き、全ての規定について、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定を整備するとともに、旧式の媒体であるフロッピーディスクの使用を定める条項を撤廃する方針。

【今後の対応】
・ 令和４年内に、各府省の見直し方針の一覧を取りまとめ、デジタル臨調として公表。
・ 上記の見直し方針を踏まえ、令和５年中に各府省において必要な法令改正等を実施。

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る消費生活協同組合法等の解釈の明確化等について（R5.12.27付生協室長通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（R４.６.３デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（R４.６.７閣議決定）において、代表的なアナログ規制７項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められたことを受けて、下記のとおり基本的考え方及び留意点を整理。

１．組合員管理について（法第25条の２他）

・組合員名簿及び除名すべき者の名簿は、今後は原則として、電磁的記録をもって作成するようお願いする。
・除名すべき者の名簿の閲覧又は掲示に際しては、組合員が利用する情報システムや組合ホームページ等を活用して差し支えないが、個人情報の保護に十分に配慮すること。

２．公衆縦覧について（法第53条の２）

・共済事業を行う組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧については、今後は原則として、組合員以外も利用できる組合ホームページに掲載するようお願いする。
・既存のホームページを持たない場合や閲覧件数が少なく費用対効果等の観点からホームページ整備による負荷が過大であるなど、説明書類を組合ホームページに掲載することが適当でない事情がある場合には、電子メールにより送付する方法等で対応することとして差し支えない。

３．行政庁による検査について（法第94条）

・実地検査でなくても確認できる項目については、今後はオンライン検査を進めることを予定している。
・オンライン検査の具体的な内容は、各組合の規模・体制等の実情に応じて個別に検討することとなるが、実施にあたっては、情報セキュリティの点検など、組合のオンライン検査受入体制にご留意されたい。
・十分に必要な情報が得られていると判断できない場合にはオンライン検査を中止し、直接の対面検査を行うことがある。

４．病院、診療所の入口　掲示について

・医療事業を行う組合は、病院診療所の入口等見えやすい場所に「組合員及びその家族のための施設である（ただし、救急患者の利用は差し支えない）」旨の掲示を行うこととしているが、この取扱いに加えて、必要に応じて組合ホームページなどに同内容を掲載することとしても差し支えない。

５．特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し

・磁気ディスク等の従来の記録媒体の使用を定める法令上の規定の見直しにより、クラウドサービス等の利用が可能とする省令改正を実施。
・同改正により、従来から使用されてきた磁気ディスク、シー・ディー・ロムの使用を妨げるものではない。

６．インターネット等を活用した総（代）会の取扱いについて

・インターネット等の手段を用いて審議等の確認・傍聴を可能とする「ハイブリッド参加型総（代）会」での開催に加え、インターネット等の手段を用いて総（代）会に出席する「ハイブリッド出席型総（代）会」の開催も差し支えない。

＜留意事項＞
・情報伝達の双方向性と即時性が確保される必要があるほか、組合員の規模や分散といった地域性、これまでの総（代）会運営（組合員からの質問・意見陳述の機会の確保等）などを考慮した具体的な総（代）会運営方法、定款との整合性（役員選任の投票方法（無記名投票）等）、組合員の意向などを勘案し、総（代）会での議案の審議や組合員の議決権の行使等に支障・停滞が生じないよう、現実的に実行可能な方法を検討する必要がある。
・「バーチャルオンリー型総（代）会」の開催は、現行法令上認められていない。

（４）消費税の適格請求書等保存方式の導入について（インボイス制度）

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和５年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されている。インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和３年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる。

令和６年２月29日付事務連絡「インボイス制度に関する周知等について（協力依頼）」等にてお願いしているとおり、制度の内容をご理解いただき、必要な対応をお願いしたい。連合会におかれては、会員生協にインボイス発行事業者への早期登録を促し、Ｑ＆Ａ及びＩＴ導入補助金といった支援措置等を周知いただくなど、円滑な実施のための御協力をお願いしたい。

地域の小規模事業者等と取引のある組合においては、制度導入による影響が考えられるため（※）、必要に応じて上記の支援措置等を組合から取引先に共有するなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（※）制度導入による影響
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の相手方（売手）である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となる。
- 免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなるため、インボイス制度導入後の対応について検討する必要がある。

（注）インボイス制度導入後６年間は、免税事業者からの仕入であっても一定割合（８０%・５０%）控除できる経過措置あり。

【資料】国税庁ホームページ

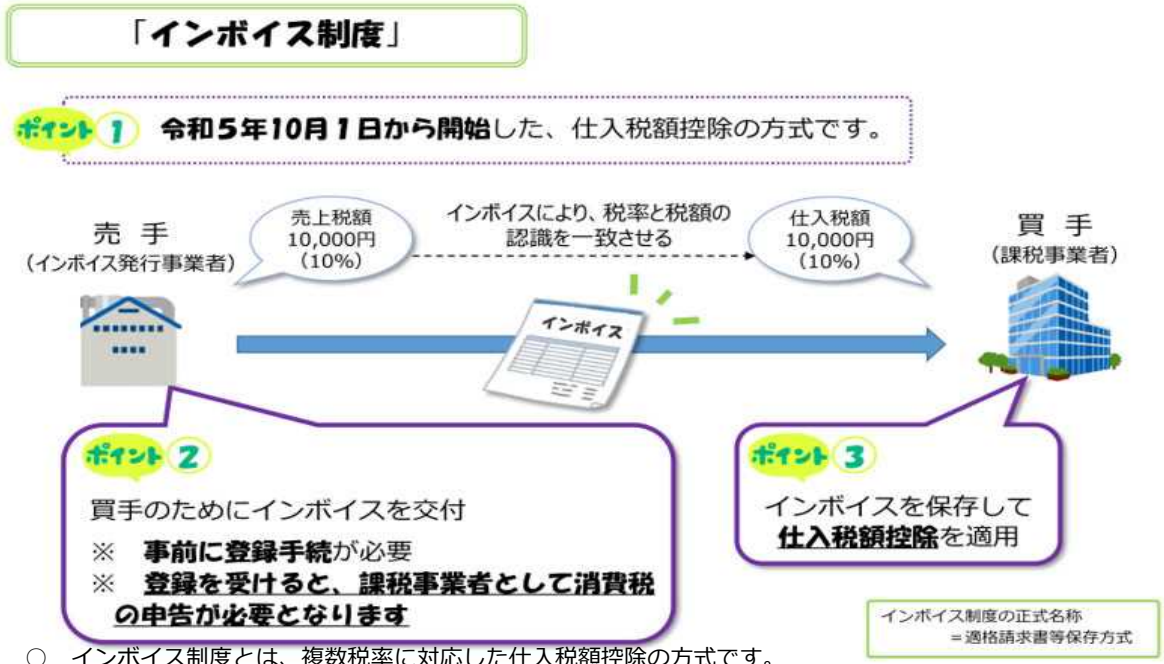

○　インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。
○　買手が消費税の納税額の計算方法である「仕入税額控除」を適用するためには、インボイスの入手と保存が必要になります。
○　売手がインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。
○　インボイス発行事業者の登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

【資料】国税庁ホームページ

○消費税の基本的仕組み（仕入税額控除）

○　消費税は、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて計算します。この差し引く計算を「仕入税額控除」と言います。
○　買手は、インボイスがない仕入れや経費については「仕入税額控除」ができません。

○経過措置

免税事業者の方はインボイスを交付できませんので、取引先（売上先）は仕入税額控除ができません。しかし、取引先（売上先）には経過措置があり、当面は免税事業者からの仕入税額の８０%は、仕入税額控除が可能なので、全く仕入税額控除できないわけではありません。

仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後**６年間**は、仕入税額の**一定割合を控除できます**（請求書の保存など、要件があります）

【令和５年10月～令和 ８年９月】80%
【令和８年10月～令和11年９月】50%

（５）生協の政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第２条第２項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。一昨年度、生協が特定の議員の後援会費を支払うといった事案があったが、特定の政党や候補者、またはこれらの者を支援することを目的とした特定の組織に対して、金銭の支出をすることは、不適切であると考えられる。組合におかれては、法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めてお願いする。

（参考）

○ 昭和62年6月30日社生第77号「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」厚生省社会局生活課長通知（抄）

４　政治的中立の原則

組合がその行う事業に関して組合員の生活文化の改善向上を図る見地から意見表明を行うなど組合の健全な発展のために政治活動を行うことは、禁止されるものではない。また、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもない。

しかし、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする組織であって政治的団体ではない。**組合が政治問題に組織として深くかかわることは、多様な考えをもつ組合員に混乱と分裂をもたらすばかりでなく、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の活動の幅を狭め、消費者の組合への参加を阻害し、ひいては組合の本来の目的達成を困難にするなど、組合の健全な運営と発展にとつて障害となるおそれが強い。**「組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」とされている(法第二条第二項)のは、このような趣旨に基づき組合の政党からの独立を規定したものである。

以上のようなことから、**組合は政治問題には慎重であるべきであり、**とりわけ**選挙の際に理事会、総(代)会等組合の機関で特定の政党又は候補者の支援を決定したり、組合の機関紙により特定の政党又は候補者を推薦するなど組織として特定の政党又は候補者を支援してはならないこと。**

○ 令和５年２月28日社援発0228第１１号「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」厚生労働省社会・援護局長通知

特に選挙に際しては、組合として、あたかも特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることがないよう十分に留意することが必要。なお、選挙に際し組合を特定の政党のために利用する事例について、入念的に示せば下記の事項が考えられる。

【組合を特定の政党のために利用すると考えられる事例】

組合が選挙に際し、組織として行う次のような行為

（１）理事会、総（代） 会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。
（２）組合が発する文書図画によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと。
（３）店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること 。
（４）特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供すること。
（５）特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画（金銭の支出を含む）すること。

（６）不祥事案について

○　各組合から報告された不祥事案について見ると、近年では次のような事案が複数の組合で発生している。
- 　購買事業を行う組合において、廃棄レジが初期化されないまま転売され、レジ内に残された組合員の個人情報が漏洩した事例
- 　医療事業を行う組合において、経理担当職員が現金を着服した事例
- 　共済事業を行う組合において、共済代理店の外部委託先が保有する共済契約者情報が不正に持ち出され、個人情報が漏洩した事例

○　不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁（厚生労働省所管組合にあっては当室）へ当該状況等を報告するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底すること。

○　なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条に基づき、組合が保有する個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行い、委託した個人データの安全管理が図られるようお願いする。

○　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-4 委託先の監督（法第 25 条関係）
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a3-4-4

（参考）

○　**消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第１号）**

（届出事項等）

第254条　法第96条の２第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　～　二十三(略)

二十四　共済事業を行う組合、当該組合の子会社又は共済代理店（第三項において「共済事業を行う組合等」という。）において不祥事件（共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

２　（略）

３　第１項第二十四号に規定する**「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう**。

一　**共済事業を行う組合等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為**

二　**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為**

三　**法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項本文（ただし書を除く。）又は法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第四号から第六号まで若しくは第八号の規定に違反する行為**

四　**現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、共済事業を行う組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの**

五　**その他組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの**

４　第一項第二十四号に規定する**不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合が知つた日から一月以内に行わなければならない**。

５　（略）

（７）消費生活協同組合（連合会）実態調査について

令和５年度調査結果の公表について

本調査は、全国の生協の事業や活動に係る基礎的データを把握するため、毎年度各生協に協力いただいているところであり、令和５年度調査については５月末に公表したところである。

詳細な結果表については、以下の政府統計窓口を確認いただきたい。

【　e-stat（ https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450321&tstat=000001019315 ）　】

令和６年度実施スケジュール（予定）

本調査は令和６年度においても実施する予定である。各生協におかれては、引き続き調査へ御協力いただくとともに、連合会におかれては、会員生協に調査への協力を呼びかけるなど、必要な対応をお願いしたい。

令和６年11月上旬	実施通知発出	
12月上旬	調査票の提出期限	～以降、集計作業～
翌年　３月末	調査結果の公表	